

決算審査特別委員会 第2号

平成26年9月29日(月曜日)

○議事日程

1 認定第 1号 平成25年度古平町各会計歳入歳出決算の認定について

○出席委員(9名)

2番	岩間修身君	3番	中村光広君
4番	本間鉄男君	5番	堀清君
6番	高野俊和君	7番	木村輔宏君
8番	真貝政昭君	9番	工藤澄男君
10番	逢見輝続君		

○欠席委員(1名)

1番 鶴谷啓一君

○出席説明員

町長	本間順司君
副町長	本田博久君
教育長	成田昭彦君
総務課長	小白玉正司君
会計管理者	白岩豊君
財政課長	三浦史洋君
民生課長	和泉康子君
保健福祉課長	佐藤昌紀君
産業課長	村上豊君
建設水道課長	本間好晴君
幼児センター所長	宮田誠市君
教育次長	佐々木容子君
総務係長	高野龍治君
財政係長	人見完至君

○出席事務局職員

事務局 長	藤田克禎君
議事係長兼総務係長	中村貴人君

開議 午前 9時59分

○議会事務局長（藤田克禎君） それでは、本日の会議に当たりまして、出席状況をご報告申し上げます。

ただいま委員9名が出席されております。

1番、鶴谷委員につきましては、所用により欠席との連絡が入っております。

説明員は、町長以下14名の出席でございます。

以上でございます。

◎開議の宣告

○委員長（高野俊和君） ただいま事務局長報告のとおり9名の出席を見ております。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時59分

再開 午前10時01分

○委員長（高野俊和君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎認定第1号

○委員長（高野俊和君） 一般会計の歳出から質疑を行います。

56ページ、57ページの1款議会費について質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高野俊和君） ないようですので、次に2款総務費、58ページから79ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○3番（中村光広君） 65ページ、企画費、13節委託料、ホームページ更新管理委託料ですが、現在古平町のホームページ、よく見られておるようですけれども、このホームページの更新の頻度というのはどのぐらいの頻度で更新されているのでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） ホームページでございますけれども、一、二年前に刷新しまして、そのときに更新の委託契約結んでございますけれども、この頻度というか、今回でいえばロードレースだとか、それから寄附金の関係だとか、さまざま最近は頻度多いです。ただ、毎月定期的にお問い合わせするとか、そういうことではございませんけれども、最近につきましては、さまざま行事について連絡するように、それからごく最近であれば東京ふるびら会、札幌ふるびら会、それのお知らせ、開催状況、その辺についても委託でやっております。

○3番（中村光広君） 定期的にとということではなくて、その都度企画があるたびにというような考え方でよろしいのでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） 企画でお知らせするたびに委託で変えるとか、そういうことでなくて、これは本来載せておくべきだと、そういうことでホームページを改修して来年、再来年使えるようにしてございます。また、臨時の場合もありますけれども、ほとんどがそういう考えで、本来載せておくべきだと、システムとしてあるべきだということをお願いしております。

○3番（中村光広君） これというのは業者さんに任せておられるようですが、例えば庁舎内の担当者、誰か決めてやることというのはできるものなののでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） 専門的なことでわからない、職員ではできないものを委託しています。職員でもできるものは随時随時やってございます。

○3番（中村光広君） あと、ふるさと納付税とか、今多くなってきているようで、ホームページを見る方たちもふえておられるのだと思いますが、これの……

○委員長（高野俊和君） 中村委員、質問それ4回目ではないですか。

○3番（中村光広君） はい、わかりました。済みません。

（何事か言う者あり）

○委員長（高野俊和君） 失礼しました。どうぞ。

○3番（中村光広君） ホームページかなり見られて、それでふるさと納付税というのもどんどんふえてきている状態にあると思いますけれども、ホームページをごらんになる方たちの人数というのは、例えばきょうは何名見たとか、そういったごらんになった人数というのは把握できるのでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） システム的には人数確認できます。ただ、きょう資料持ち合わせてございません。

○委員長（高野俊和君） ちょっと待ってください。ここに同一項目については3回までということになっています。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時09分

○委員長（高野俊和君） それでは、会議を再開いたします。

○3番（中村光広君） その日に訪れたホームページを見られる方の人数をホームページ上に載せたほうがいいのではないかと思いますので、その辺考えていただきたいと思います。

あと、73ページ、戸籍住民基本台帳費13設備品購入費の契印機購入費24万2,550円、これどのような機械でしょうか。

○民生課長（和泉康子君） これは、戸籍等をとりましたら、改ざんできないようにホチキスでとめた後に穴をあけるものです。

○3番（中村光広君） 今まで使っていたものが使えなくなって新規購入ということなのか、それとも追加で購入したのかというところをお願いします。

○民生課長（和泉康子君） 今までも同様のものを使っておりましたが、古くなって使用に耐えがたいということで、25年度に新規購入しております。

○4番（本間鉄男君） 総務管理費、59ページ、13節委託料、これの中に町例規集のデータベースで一応予算的に226万8,000円で予算計上しましたが、これ149万ということは大体4割ぐらい減になっているということなのですね。まず、この辺がどういういきさつでこの予算が大幅に減ったのかということをお伺いしたいと思います。

○総務課長（小玉正司君） 例規のデータベースの更新委託料でございますけれども、24年度までは第一法規にお願いしてございました。それを25年度からは競争して第一法規、それからぎょうせいの2社で競争した結果、それと今回は25年から29年までの5年間の債務負担行為と、そういうことで5年契約をしたと、そういうことで競争したことと年数が長かったことにより大幅に金額が下がったものと考えております。

○4番（本間鉄男君） そうしますと、今までは簡単に言えばなれ合いみたいにならなくてずっとやってきた第一法規さんということで、単年度単年度で別に経費削減という気持ちでなくやってきたのだろうと思うけれども。今回の場合、第一法規さんともう一社ということなのですね、この2社ということで、今回はどちらが入札したのかということと、それから今まではほかの業者、それがどの程度頻りに町のほうに来て、どのように対応していたのか、その辺お伺いしたいと思います。

○総務課長（小玉正司君） 第一法規につきましては、本当に昔から、昭和からずっと、紙時代から第一法規さんとはつき合っていたと。ただ、第一法規になっても電算化進んで、何年もたってございました。そういうことで、膨大なデータが第一法規にあったと。そういうことで、ぎょうせいさんではこの例規のデータベースについては、ごく最近町のほうにさまざま資料提供なりして、そのことによって25年度に町としては競争したほうがこれからはいいだろうと、そういうことで2社で見積もり合わせやった結果でございます。

○4番（本間鉄男君） 次に、63ページ、15節工事請負費ということで202万2,000円という決算報告なのですね、これ2割程度浮いたということですか、不用額が出たということなのですね、これ全体的に住宅浴室設備の設置工事というのは、職員住宅なので、どの程度の件数と、その内容ですね、住宅の浴槽の中の、一般的な昔であればそんなにユニットバスとかということでもなかったと思うのですが、今回この中ではどの程度の浴室設備の改修したのでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） 15節の工事請負費、町職員の入居住宅の浴室整備工事請負費と、そういうことで職員、最近物すごく町外から採用になってございます。ことしでいえば12人の採用があったと。そういうことで、実質町では職員住宅がない状況です。そういうことで、やむを得ず職員の確保、さまざまな観点から25年度の町職員入居用と書いてあります、これは公営住宅の5戸を浴室、それからボイラーを設置したと。そういうことで、栄団地になりますけれども、ご存じのとおり浴室のスペースはありますけれども、風呂おけの設置から、それからボイラーもないと。そういうことで、職員の確保、定住、その辺の観点からユニットバスにしてボイラーを設置したと、そういうことでございます。

○4番（本間鉄男君） その下に固有財産購入費ということで、開発の港湾、そちらのほうの財産

を購入して隣のカネキチさんでしたか、欲しいということで、そちらのほうに売却という議会での説明だったと思うのですが。実際にこれ町で隣に売却して、ことし倒産というか、そういうことになりましたけれども、その辺結局例えば古平町のこの財産を譲ったということなのですか、その後の地権者というのですか、このまんま吉野さんのままでいっているか、それとも金融機関だとか、そういうところに渡されて第三者に転売とか、そういうようなことになっているのか、その辺伺いたいと思います。

○総務課長（小玉正司君） 小樽港湾事務所古平分駐所の購入費でございますけれども、これにつきましては昨年9月補正予算でお願いしていると。そのときの説明ありましたけれども、町としては必要としなかったけれども、隣接者から要望があったと。そして、施設的にも隣接者が利用するのが一番だと。そういうことで、町は間に入ったと。それにつきましても、国では底地、土地が町のものでありますから、底地の所有者、町以外には売ることができないと、あとは解体するか町に売るとか、そういうことでもございました。そういうことも含めまして、町の財産として必要で購入したわけではなく、隣接者へ橋渡しのために町が所有したと、そういうことでもございます。そして、今現在吉野さんのものになっているわけでもございますけれども、金融機関の抵当だとか、そういうものには一切ないかと、そのように認識してございます。

○4番（本間鉄男君） 次に、先ほどの65ページの委託料、ホームページ更新ということで、これある程度頻度によってホームページ改修されてきているというのは、私も時々見ながら、私見ていて町長の行動というのですか、日程表、これは町長が毎日のようにいろんな業務があるというのは、これ町民にある程度見えるのではないかなと思って、いいことだなと思っております。

ただ、これ以前カウンターはついていたのでよね。ところが、余りカウンターが少ないのではないかと。だから、私ホームページを変えて、もっともっと見やすくするべきではないかと思ったのですけれども、もうかなりになりますよね。その当時の担当もここにいらっしゃるのですけれども、それで削除した。そういう中で、私はカウンターがなぜないのか。ということは、やはり逆に言うと一般的なホームページ持っているところなんかより古平町がカウンターが少なかったということもあって、やはりこれカウンターをつけないということは、逆に言うと大した見てももらえないから恥ずかしいのか、それともそれほどの中身が前は充実していなかったからカウンターつけなかったのかなと思うのですけれども、その辺どうなのでしょう。カウンターの復帰ということをやったり考えるべきではないか。毎日毎日の数は別として、古平町のホームページ上ではカウンターが出なくても、古平町の中でカウンターというのはある程度把握できるようなシステムになっているのか。なっているのであれば、それをホームページに表に出すべきではないかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） 先ほどもお答えしましたけれども、システム的には何件見たと。それから、地域についてもわかるようなシステムになってございます。カウンターにつきましては、今後検討していきたいと思っております。

○4番（本間鉄男君） その下の19節の負担金補助及び交付金という中で、北海道移住促進協議会負担金ということで5万円計上しております。これ、具体的に古平町がこの移住促進協議会とどう

いかかわりでもって、どのようなこのことを行っているのか、この辺ちょっと詳細にお伺いしたいと思います。

○総務課長（小玉正司君） 北海道移住促進協議会の負担金と、これにつきましては25年から新規に加入したと。このいきさつでございますけれども、日本国中ですけれども、今少子高齢化でさまざま人口ふやす取り組み、それを全国的に、ですから北海道も力を入れていると。そういうことで、これにつきましては地域政策部長が各町村回りまして、各町村この協議会に入ってみんなで考えていきたいと思います、そういうことのお誘いもありまして、25年度から古平町加入してございます。

○4番（本間鉄男君） これ加入していて、どの程度の会員があるとか、例えば町がそういう移住促進ということであれば、今道でどういうふうなアクションを起こしながら、古平町がそれに向けてどのようにしていくという、方向性というのが1年たっていれば、多少おぼろげながらも見えてくるのかなと思うのですけれども、その辺どうなのでしょう。

○総務課長（小玉正司君） 確かに本当難しい問題だと思います。今回も町長行政報告にもございましたけれども、この辺について今後本当に検討して、移住だけでなく人口減少を食いとめると。なかなか難しい問題でございますけれども、この件について役場内部組織でも検討していかなければだめだと、そのように思っております。

○4番（本間鉄男君） 次に、67ページの19節の部分で町おこし振興事業補助金ということで、予算的には71万の予算計上で47万9,000円という決算なのですけれども、この辺の内容と減額をお伺いしたいと思います。

○総務課長（小玉正司君） この町おこし振興事業補助金でございますけれども、24年度に制定したと。そういうことで、少子高齢化で町自体も減少、それ自体が町内会自身も少子高齢化で組織、本当に疲弊していると。そういうことで、地域担当職員制度、これをつくってさまざま職員からも各町内会の実情、話を聞いて、何とか町で町内会の側面支援をしたいと、そういうことで設けた制度でございます。前々から皆さんも増額してはどうかとか、さまざまありましたけれども、町としては相当緩い行政の補助金としては飲み食いまでもオーケーだと、そういう補助金でございます、金額的には事業費の2分の1で3万円頭打ちと、そういう補助金でございます。金額の内訳でございますけれども、25年につきましては16町内会で18事業、それで47万9,977円と、そういう決算状況になってございます。

○4番（本間鉄男君） 次に、69ページの職員研修費ということでお伺いしたいのですけれども、職員福利厚生費です、9目13節委託料。これ職員健康診断委託料ということで、決算で98万2,130円、予算的には130万弱計上しておりましたが、これ職員の数だとか、例えば職員の健康診断の内容だとか、そういうこともあると思うのですけれども、簡単に言うと2割以上落ち込んでいますけれども、この健康診断の受診者というのはほとんど全職員受ける義務というのですか、そういう形で受けていると思うのですけれども、この金額の減った部分というのはそれこそ対象者が減ったということなのか、それとも受診の内容が変更になったのか、それとも委託先が変わったのかとかさまざまあると思うので、その辺説明願いたいと思います。

○総務課長（小玉正司君） 金額、予算に比較してですけれども、予算では129万9,000円でしたか。

ですけれども、決算につきましては24年度決算では105万8,000円と。25年度決算が若干少ない程度でございます。結果的には、全員健診受けることになってございますけれども、定期的に病院かかっていて、自分健診受けるまでもないとか、その辺によってその年によって増減ございますけれども、24年度決算とそんな差がなかったと、そういうことでございます。

○4番（本間鉄男君） 最近、以前にも質問したことあるのですけれども、なかなか精神的に職員が疲労しているのではないかなという話で前に質問したら、それこそ逆に言うと課長級だとか、そういう人方のほうがかえって精神的な疲れがあるというような話出ていましたけれども、ここ最近職員なんかの中でも精神的にやっぱり疲労困憊というか、そういうような状況が出てきているのではないかなという気もするのですけれども。そういう中で、ある程度心療内科というか、そういうところでも健康チェックというの、こういうのを肉体的なばかりのとか、そういう健康チェックでなく、心療的なチェックというの必要でないかなと、そのように思うのですけれども、いかがでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） 本当におっしゃるとおり古平町だけでなく、各町村、それから学校の先生もこの問題については大変頭の痛い問題でございます。今言った心療内科とか、定期的に職員受けるとか、それはちょっと難しいのですけれども、さまざまそういう上司も研修行ったり、それから職員のメンタルの面でアンケートとったり、そういうことで早期に見つきたいと。そのようなことには努めてございますけれども、本当に今後我々も気をつけていきたいと、そういうふうに考えてございます。

○4番（本間鉄男君） そして、時期的な部分もあるのかもしれないけれども、やっぱり役場職員なんかでも時間的に大変な忙しい時期というのはあると思うのですよね、その職場、職場によって。だけれども、実際に本当に今は目から見てみると、役場の仕事をよくこれほど疲れしないのかなと思うほど夜夜中、こうこうと電気がついたり、こうこうというほどでなく、辛抱していますから、かなり暗い中で仕事しているのかなと。中には、やっぱり午前様回ってまでやっているような、そういう実態が見受けられて、町民からも何やっているのというか、そういうような職員の健康初め、仕事の内容もよくわからない町民が多いものですから、そういうことで危惧されていますけれども、そういう部分というのは過労につながっていく部分も多いのではないかなと思うのですけれども、その辺の対策というのは考えているのですか。

○総務課長（小玉正司君） 確かに職員、毎日遅くまでやっている職場もございます。そういうことで、昔と比べて人口減っても仕事だけはふえていくと。そして、今昔と違ってパソコン、国、道からも昔は郵送で仕事来ましたが、メールでどんどん、どんどん入ってくると。そういうことで、本当に昔の職員に比べて今の職員はスピード感違います。そういうことで、我々も大変心配してございます。そういうことで、町村によってはノ一残業デーだとか、さまざま設けているところございますので、我々もその辺注意しながら今後考えていきたいと思っております。

○8番（真貝政昭君） 63ページの工事請負費、15節です。工事そのものは先ほどの説明でわかりましたけれども、栄団地という説明でした。町職員入居用住宅ということで、総数が5戸、工事部分、工事箇所以外を除いて5戸なのか。それと、認識では旧古高の公住という認識でいたのですけ

れども、場所も説明いただきたいと。それと、家賃なのですからけれども、公営住宅の基準にのっとってやられているのではないかと思っているのですけれども、その確認と、それから職員の場合に住宅費補助があるはずなので、それを概略説明をお願いします。

○総務課長（小玉正司君）（聴取不能）確かに公営住宅の改修でございます。ただ、先ほども言いましたけれども、万やむを得ない措置として職員の確保、そのために公営住宅を改修して職員に住まわせていると。栄団地4戸、今場所、ちょっとお待ちください……申しわけございません。場所的には、特定して何号何号とは言えませんが、栄団地の改修でございます。

あと、住宅料につきましては、きちんと公営住宅の家賃をいただいていると、そういうことです。

それともう一つ、職員の住宅手当の基準、これにつきましては確かな答弁したほうがいいと思いますので、ちょっとお待ちください。

○委員長（高野俊和君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時36分

○委員長（高野俊和君） 再開します。

○総務課長（小玉正司君） 住居手当の内容のご質問だったと思いますけれども、まず1カ月1万2,000円を超える家賃を支払っている職員が該当になると。そして、家賃が2万3,000円まではこの1万2,000円との差額、全額支給されると。当然1万1,000円が支給されると。それから、2万3,000円を超えるときは超える金額の2分の1を限度、1万6,000円を限度として1万1,000円に加算した金額だと、そういうことで2万7,000円が支給されると。大体そのような概略でございます。

○8番（真貝政昭君） 栄団地といたら、旧古高の公住として使われていた平家建ての棟と、それから2階建ての棟がありますよね。それと、記憶では古高の校長住宅の一角と、公園近くに1棟か2棟平家建ての公住があったように記憶しています。それが町職員の入居する際の対象となる棟なのか、それとも入居する場合は特定しないというのが原則なののでしょうか。町職員が入居する場合の棟というのは、特定していないということなののでしょうか、特定しているのでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） 今特定の意味が理解できなかったのですが、もう少し詳しくご質問願いたいと思います。

○8番（真貝政昭君） 基本的には、旧古高の公住を町職員用に宛てがうという、そういう認識でよろしいのでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） 基本的には、古平高校廃校になりまして、それが町で引き受けたと。ただ、全部が引き受けていなくて、まだ道立高校ですから北海道が、正式には共済組合でしょうけれども、北海道がまだお金返している最中の建物が2階建て、それと旧校長住宅、12戸中5戸がまだ町のものではございません。そして、残った7戸については、古平町が無償譲渡を受けて消防職員、役場職員を入れてございますけれども、これでは到底足りないような状況でございます。そういうことで、毎年のように、ことしは消防も入れれば12名、昨年も7名、8名、そういうことでこ

の一、二年で20名近い職員が新しく町外から古平に来ていて、そういう実態がございます。内部でも職員住宅の必要性、十分我々認識しているのですが、やむを得ない措置として公営住宅ですね、この25年度につきましては職員住宅でなくて公営住宅を改修して職員を入居させたと、そういうことでございます。

○8番（真貝政昭君） これについては異論はないので、現状の確認を今質問した次第です。

それと、次にその下の先ほど質問がありました港湾事務所古平分駐所の説明のとおり昨年承認したのですが、ああいう事態に至って、町有地の上に私有財産がある状況で、そこが今のような現状になっている場合、その後の展開なのですが、どのようにになりますか、町側としては予想していますか。あくまでも町有地の上に私有財産があつて、それは抵当等には入っていないけれども、事業の関係でああいう状態になっているということなのですが、町が仲立ちに入つてこういう形になったのは、あくまでも事業継続という前提でやったわけですから。港湾事務所のほうとの関係もあるでしょうけれども、町有財産の上にああいう私有財産があるという現状のその後です。どういうふうに予想したらいいのかなと思ひまして。

○総務課長（小玉正司君） これにつきましては、昨年9月に補正したと先ほど言いましたけれども、そのときの説明で町では底地部分も含めて、建物と土地含めて売り渡すと、そういう方針で補正予算を説明して、議決願つたと、そういうふうに思っております。ただ、向かいにも車庫がございますけれども、車庫については建物だけ売つてございます。底地は町のものでございます。そういうことをご理解願いたいと思ひます。

○8番（真貝政昭君） 分駐所の下の底地は売つたのでしたっけ。

○総務課長（小玉正司君） 当初の方針どおり土地含めて売却してございます。

○8番（真貝政昭君） 了解しました。

次に、67ページです。沢江バス待合所管理費補助金で載っていますけれども、待合所の箱物として認識しているのは、新地のブロック建て、それから沢江、沖がどうだったかちょっと記憶が薄いのですが、古平町が町内のバス停でこういうような場所というのはどこでしたか。確認したいのですが。

それと、沢江の待合所についてだけこういう形で毎年載ってくるのですが、ほかのほうについての扱いはどうでしたか、伺います。

○総務課長（小玉正司君） その辺ちょっと私も定かではございませんけれども、たしか新地については土地、新家さんの土地でないかなと思っております。ただ、その土地、昔からあそこに営業所ありましたから、引き続き中央バスが借りているのではないかと、推測でございますけれども。あと、沢江につきましては新たにあそこに停留所を、そのときのいきさつとして役場でなく町内会にだったら貸すよと、そういうようなお話で町内会長さんをお願いしてこういう形をとっていると。沖町につきましても、建物については町の建物で、土地についてもちょっと確定できませんけれども、用地費を払っているとか、そういうことございませんので、その辺確認してみなければ町有地かどうかあれですが、町がお金払っているという実態はございません。

○8番（真貝政昭君） 沖については確認をお願いします。

それと、73ページです。下から3段目の委託料で住民基本台帳カード発行処理業務委託料なのですけれども、この住民基本台帳の管理なのですけれども、新聞報道されていますけれども、自衛隊の報酬ということで各町村提供しているみたいです。それを何市町村かこれからはやめるという報道がされていますけれども、こういう事実は古平町もやっているのでしょうか。自衛隊の募集に関してです。

○委員長（高野俊和君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時47分

○委員長（高野俊和君） 再開します。

○民生課長（和泉康子君） 今ご質問の自衛隊募集関係の名簿の提出なのですけれども、名簿の提出ということではなくて、自衛隊のほうで町のほうに来て台帳のほうを閲覧して記入していくという形はあります。

○委員長（高野俊和君） ほかがございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高野俊和君） ないようですので、質疑を終わります。

次に、3款民生費、80ページから99ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○3番（中村光広君） 89ページ、13節委託料の除雪サービス委託料86万2,258円、これの内訳、何件の利用があって、1件当たり金額は決まっているのか、作業量によって変わっているのかをお願いします。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） まず、25年度の利用者人数ですけれども、46名の方が利用しています。それで、玄関前除雪、あと屋根から落ちた雪が窓にかかってきて危険な状態にならないようにする部分だとかで、多少使っている人の数、それから重機使ったり使わなかったりとかということで単価は違ってございます。

○3番（中村光広君） 使っている業者さんは、ボランティア、役場の職員、あと業者さん、どういった業者さんに振り分けになっておられますか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 町のほうから古平社協のほうに委託をしております。古平社協のほうで水見建設さんのほうにその実際の作業をお願いしているようです。

○3番（中村光広君） 了解しました。

次に、95ページ、19節、冬の給付金、福祉灯油の給付金の件ですけれども、確認ですけれども、どのような内容でしたか。

○民生課長（和泉康子君） 内容としましては、70歳以上及びひとり親の非課税の世帯に給付金の1万円を支給するというもので、実績としましてはトータルで257件、申請者が274件ということで、17件が課税世帯、または課税者に扶養されているということで実績は257件。支給方法としては、口座振り込みをしております。

○3番(中村光広君) 実績257件ということですが、給付金を受けることのできる給付対象の方と比べて、申請されて275件受けられているということですが、100%の給付だったのでしょうか。そういう給付の受ける権利があるのに受けられなかった方というのもしられるのでしょうか。

○民生課長(和泉康子君) 済みません。最終的に100%かどうかちょっと数字持ってきていないのですけれども、対象になる方で申請の来られない方は地区担当の民生委員の方をお願いして、不在だとか入院で数名申請まで至らないケースもあったかもしれませんが、ほぼ100%に近い状態だと思います。

○3番(中村光広君) 申請制度ということで、申請しなければいけないという方も中にはおられるかと思っておりますので、その辺民生委員の方たちにご協力いただいて、各給付受けられる方のところ回られるというのは重要なことだと思いますので、その辺考えていただきたいと思います。

次に、同じく95ページ、7節賃金、臨時保育士賃金、代替保育士賃金、特別支援臨時保育士賃金、臨時公務補賃金、臨時という言葉が結構4カ所、5カ所ありますけれども、職員さんの入れかわり、あるいは病欠等あって臨時職員という形になったのでしょうか。

○幼児センター所長(宮田誠市君) 職員の種類なのですが、保育士に限り、正職員の保育士、それから臨時職員の保育士、それから代替職員としての保育士、保育士の分については3種類ほどあるのですが、正職員は別として臨時職員については、基本的に特別支援として預からなければならないようなお子さんが入居した場合に宛てがっている職員でございます。

それから、正職員と臨時職員が研修、あるいは年次休暇……もう一つありました。臨時職員の分については、特別支援担当、それと未満児の部屋1人分を担当しているという部分に宛てがっているのが臨時職員でございます。

それから、代替の職員につきましては、正職員あるいは臨時職員が出張、それから年次休暇等と休んだときにそれを補うための職員として代替職員を確保してございます。

それで、ここでいう上の臨時職員、それから代替職員と、それから1つ飛んで特別支援の臨時職員、これは今話したとおりでありまして、そのほかに養護教諭、それから公務補、これはここに書かれているとおりの養護担当の臨時の職員、それから公務補の職員、大体ここでいう5本のうちの3本については先ほど言ったような内容でもって職員を確保して運営をしてございます。

○3番(中村光広君) ということは、職員さんがかわられたとか、そういうことではなくて、というのは子供たちですので、頻繁に先生がかわるといことは子供の成長段階において多少なりとも影響与えると思いますので、職員さんの中で不和とか、あるいは何かあって退職されたとか、そういうことがあったのかどうかということを心配しているわけで、その点了解いたしました。

以上、終わります。

(「暫時休憩してください」と呼ぶ者あり)

○委員長(高野俊和君) 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時09分

○委員長（高野俊和君） 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き民生費80ページから99ページ、質疑を許します。質疑ございませんか。

○4番（本間鉄男君） 民生費、87ページの介護保険地域支援事業費の中で、役務費の中で予算時にはタッチエムデータ処理手数料という認知症判定の予算、ペーパーのデータ化という予算を計上してあったのですけれども、これ今回決算書の中にはそれが抜けていますけれども、これどういいういきさつで予算がカットされたのか、その辺お伺いしたいと思います。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） タッチエムのデータ解析の予算でしたが、実はこのタッチエムを開発した会社が今年の夏くらいに倒産してございます。その関係で、解析をその開発業者をお願いしていたのですが、業者のほうで解析することができなくなりました。ただ、この解析自体は北大の先生と共同開発しておりますので、解析自体はその大学のほうをお願いしておりますので、実際にはお金かからなかったということになっています。

○4番（本間鉄男君） これ余り数多い会社ではないのかなと思うのですけれども、この辺別個にほかに、そういうタッチエムデータを処理する、これ予算のときには無償であれしてペーパー代だというようなお話でしたけれども、これ別個に、ではほかの業者に今後させるのか、それとも今北大との共同でやった会社だということなのですか、そしたらこれ北大のほうで無償でやってもらったということであれば、これのデータというものはあるというふうに捉えてよろしいのでしょうか。そしたら、その部分で今回このデータでどういうことが判明されたのかというか、その詳細をお伺いしたいと思います。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） まず、開発業者については会社自体が倒産しましたので。ただ、従業員の方が引き続きどうしようかということは今検討している最中と聞いております。直接聞いておりませんが、大学のほうからそういうお話を聞いております。

あとデータについては、以前もそうだったのですけれども、全て大学のほうで研究分析するためにデータは全て大学のほうにもうございます。

この機械を使っているのが当古平町と、そのほかに恵庭市でもこの機械を使ってやっております。そのデータについても、大学のほうに全て集まって大学のほうで調査研究を継続してやっているとこです。

このシステムで何がわかるのかといいますと、システム自体が注目しているのが前頭葉の働き、要するに運動能力、空間認識をどれだけできるのかということがわかるシステムだそうです。一般にいう認知症の判定とはちょっと違ったプロセスの仕方をしている機械です。

この結果どうなのかというのが、25年度やった解析データを大学のほうで今解析している最中ですので、その結果古平町の解析したデータがどうだったのかという検証のものについてはまだもらっていません。大学のほうも業者のほうで倒産したという関係で、それらを今後どうしていくのかということの検討のほうで優先してやっておりますので、実際のやったデータの解析のほうまで追いついていないというのが現状で、実際25年度にやられた分についての結果については、まだうちのほうももらっていない状態ですので、ちょっとお答えできない状態です。

○4番（本間鉄男君） 今大体の内容はお聞きしてわかったのですけれども、これ古平町でその認知判定のデータに対象者というのですか、どの程度このデータ処理というか、それするための認知症判定ですか、どの程度の対象者がいたのか、その辺どうなのですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 調査の仕方としては、住民セット健診のときに特設コーナーを設けまして、お帰りの際にちょっと寄ってってもらえませんかということで、機械自体は本当に画面をタッチして前に出た画面を覚えているのかどうなのかというやり方のものです。ちょっと今資料を持ち合わせておりませんので、何人の方ということにははっきりお答えできないのですが、年2回やっていまして、1回当たり十数名の方が受けられているというふうに報告があったという認識がございます。

○4番（本間鉄男君） これ何年か前にも先生でしたか、医者ですか、来て、私も一回ちょっとタッチパネルというか、そのパネルを並びかえて、その記憶でもってやっていくということがあったと思うのですけれども、これやってみませんかというようなことで、遊び半分と言えば語弊があるのですけれども、そういう中でたしか5段階か何段階でしたかあって、最後のほうになると1回で記憶がうまくいかなかったという記憶があって、先生のほうにもいやあと思って心配したら、これ何でもないですよというような、その場でアドバイスいただいたことはあるのですけれども。これやっぱりセット健診の際の任意というより、一番認知症というのが高齢者になるほど高くなるということなのです。やっぱりその辺含めて、ある程度任意といいながらも、もっともっとふやしていくべきかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 先ほどお答えしたとおり、通常と違う認知症の判定の仕方、長谷川式だとか、いろいろ認知症の判定のための確立されたものとは違うプロセスの仕方、前頭葉でどう空間認識ができるのかという。患庭ではまだ実証段階だというようなお話もあるのですが、果たしてそれが100%その結果いかんで認知症と判定していいのかどうかかというところも大学がまだ研究している最中のものでありますので、私どもとしてはそれを使って多くのデータを集める、協力することによって、それが確立されるものだと思っていますので、極力多くのデータをというふうに思いまして、人の集まるときにお願いしているところであります。

この開発、当初携わっていた委員おっしゃられる教授なのですが、今ちょっと精神的な病に伏しておりまして、実際今手がけているのが、当時助教授でその教授と一緒に開発を携わっていた方が今メインでやっていただいています。そこの引き継ぎの関係もありまして、ちょっと滞っている部分もあります。過去にその教授が来て、この結果から古平町の高齢者がどういう状況にあるのかという講演もなさっていました。そういうことも含めて、今後できるような体制をということで今携わっている助教授の方と打ち合わせしながら進めている最中でありまして。

○4番（本間鉄男君） そのページの上のほうに介護保険費ということで、介護認定調査賃金ということで、予算的には4割減ぐらいですか、86万2,400円という決算賃金になっておりますけれども、これ介護認定の調査ということで1件当たり幾らだとか、そういうような部分があると思うのですけれども、これ予算の計上時のカウントと、それから認定調査賃金の実質的な減った部分、これ説明願いたいと思います。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 今認定調査員お願いしている方が3名おります。3名の方でこの認定調査にかかわる場合と、それから年に1回調査員の研修がございます。そちらのほうに出席いただいた場合の賃金と両方合わせています。それで、年間トータル3名、総合計で208.5人工分の賃金になっています。予算に比べて不用額45万ほど出ておりますが、この辺は役場職員、私含めて係の者も認定調査員の資格を持っております。この3名の認定調査員といろいろ話し合いしながら、例えば札幌までだと自分の車でちょっと行けないからということで、私どもが行く場合がございます。そういう兼ね合いの中から、予算ではある程度最大限の予算をとっておりますが、実際には私ども職員が行っている回数が多かったということになります。

○4番（本間鉄男君） 次に、89ページの介護予防生活支援対策という中で、13節委託料で除雪サービスということで先ほどもある委員が聞いておりましたけれども、これはもともとは二百何十万かそのぐらいの予算があったと思うのですよね。そういう中で件数も減ってきてという形で、どんどん、どんどんこの予算そのものでも大体55名の予算で組んでいたのですけれども、実際的には46名ということなのです。これ今大変だなと思うのは、特に去年なんかもそうなのでしょうけれども、もう雪が多くて年とってくると雪投げも大変だということで、玄関だけでも、あと暗くなって、屋根の雪が落ちて窓ですか、そちらのほうもたしか入っていたと思うのですけれども。これやっぱり新たに考えていかなければいけないというのは、年間何人もその雪の関係で町を出ていくという人が私の周りでもかなり聞いているのです。そういう中で、この所得の問題だとかもある中で新たに例えば排雪だとか、そういうときの補助対象とか、そういうのも含めてこの除雪、ただだんだん予算を削っていくのではなく、そういう広がり、そういうものも含めて町から人が逃げていかない、そういうような対策も講ずるべきかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 委員おっしゃられるとおり、過去平成20年度で利用者65名の方おられたという時代もございました。ただ、最近対象者の減少傾向にある。委員おっしゃられる、確かに冬の除雪が大変で町外のほうにというお話も耳にはしてございます。この除雪サービスの事業自体は、ある程度身障を持っている方、介護度のある方、低所得の方という一つのルールの中で進めていきたいなと思っております。

ただ、それ以外の方でもやはりこの冬の除雪が大変だというお話も聞いております。そういった中で、どう行政として携わっていくのかということについては、いろいろどういうやり方がいいのか、お金がいいのか、それとも人がいいのか、どういう携わり方をしていけばいいのかということ、町の福祉を担っていただいている社協さんともいろいろ話しながら、その事業主体となるのが町がいいのか社協がいいのか、それとも民間ボランティアがいいのかということも含めて検討している最中でございますので、もうしばらくお待ち願いたいなと思っております。

○4番（本間鉄男君） その下の部分で負担金補助及び交付金ということで、予算計上時には高齢者住宅設備改修補助金ということで18万ほど予算計上していましたが、これがこの決算書の中ではそれが消えているというのですか、何か高齢者の別にすりかえということもないと思うので、その辺の説明をお願いしたいと思います。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 住宅改修費補助金につきましては、予算のときには1件あるので

はないかという予想の中で予算計上してございました。実際には、平成25年度この事業を使って改修をする方がおられませんでした。実績でいきますと、平成24年度についてもありませんでした。23年度で1件の方16万ほど、内容的には電動物干し、それから平成22年度で2件、合計事業費補助金としては14万、これは電動物干しと蛇口の混合栓の改修を行っております。たまたま25年度利用される方がいなかったというだけです。

○4番（本間鉄男君） 次に、91ページの13節委託料ということで、25年予算の中では障害者福祉システム改修ということで31万5,000予算計上しましたが、これ決算書の中に出てきていないと思うのですけれども、この辺の説明をお願いしたいと思います。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 予算のときに法改正に合わせてシステム改修が必要だろうということで予算を見ておりました。実際にその法改正はされているのですけれども、業者のほうで保守管理の中で十分賄えるくらいの法改正なので、改めてシステム改修分のお金はよろしいですというお話がありましたので、執行してございません。

○4番（本間鉄男君） 次に、93ページ、20節の扶助費の中で障害者障害児補装具扶助費ということで、一応予算的には150万ほどあれていましたけれども、実質的に81万ということで、この辺の詳細をお伺いしたいと思います。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 決算説明書の41ページをお開き願います。表がございしますが、下から9段目、補装具給付費で身体障害者のほうに利用者18件で81万1,150円ということで、いろいろと例えば車椅子だとか補聴器、それから下肢装具、この辺を用意する際に非課税の方、課税の方によって負担割合が違いますけれども、そういったものを購入される場合の扶助費でございします。

○4番（本間鉄男君） 97ページ、幼児センターの中の14節の使用料及び賃借料ということで、自動車借り上げが13万3,000円の予算のところ半額以下の5万5,650円というふうな決算になっておりますけれども、これ予算が半分以下になったということは、借り上げする回数が減ってなったのか、実際に予算的には何回ほど車を借り上げしようと思ったのか。実際にこの借り上げの趣旨というのですか、この辺も含めて説明願いたいと思います。

○幼児センター所長（宮田誠市君） この件につきましては、おっしゃるとおり借り上げの回数が減った分でございます。予算的には、春と秋の遠足の部分として自動車借り上げ料を見てございしますが、町のほうのバスが使えるときはその町のバスを使うわけでありまして、そのときは民間のバスの借り上げは行ってございません。そういうことで、この分を使った5万5,650円につきましては秋の遠足に使用したバスの借り上げ料でございます。

○9番（工藤澄男君） 85ページの13節の委託料で確認だけしたいのですけれども、高齢者の緊急通報の部分がありますけれども、今実際に人数はどのぐらいの方が利用されているのでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） ことしの3月時点で49台設置してございます。

○9番（工藤澄男君） この49名の方は、全員一戸建てのうちに住んでいる人なのか、それとも例えば今回できましたようなほほえみくらすだとか元気プラザのような、ああいう独立したところにもつけているのでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） この緊急通報装置つけているのは、在宅の高齢者で単身もしくは

ご夫婦のところでございます。おっしゃられるほほえみくらすだとか、そういう集合住宅にはつけていないです。

○9番(工藤澄男君) 結局元気プラザもほほえみくらすも各位ということで認識しますけれども、結局1部屋の中に入ってしまうと、例えば集合でも何かぐあい悪いときにすぐ連絡とれるような状態であればいいのですけれども、やっぱりそういうところにも今後必要な人がいるのではないかと思うのですが、どうでしょう。

○保健福祉課長(佐藤昌紀君) 生活支援ハウス、それからほほえみくらすの住居部分、こちらについてはナースコールを備えてございます。それと、どちらも24時間体制で管理人もしくは職員がおられますので、そういう緊急時には対応できるかなと思っております。

○9番(工藤澄男君) その次に、その下の部分なのですけれども、温泉の優待券の部分、説明資料の47ページに載っているのですけれども、実際に優待券、サービス券というこの対象者というのは全体でどのぐらいいて、これだけの利用になっているのか教えてください。

○産業課長(村上 豊君) 対象者でございますけれども、855名という形で調査しています。

(何事か言う者あり)

○産業課長(村上 豊君) 実数でございます。

○9番(工藤澄男君) この855名の方が対象ということで、この方々が全てこれを利用しているわけではないと思うのですけれども、855名中どの程度利用しているか、わかる範囲でいいのですけれども、お知らせください。

○産業課長(村上 豊君) 855名のうち交付者数なのですけれども、391名ということで45.7%でございます。

○9番(工藤澄男君) せっかく優待券とかこういうサービス券出しても、利用する人が半分以下ということになれば、何かあとの人は自宅でお風呂入る人がほとんどなのでしょうけれども、今どこのうちでもお風呂ありますので。もっともっと利用してもらえれば、この優待券だとかサービス券の制度も有効になると思うのですけれども、その点のもっと入場者がふえるような対策みたいなものは考えているのでしょうか。

○産業課長(村上 豊君) ご質疑のとおり、いろいろとそういう形で広報等には載せておるのですけれども、今後その面では周知の面で検討していきたいと思っております。

○8番(真貝政昭君) 85ページの中段、高齢者緊急通報装置保守点検委託料で利用者が49人という説明でした。それで、実際の実務的な数字を説明してほしいのですが、通報あるいは出動という内容について説明をお願いします。

○保健福祉課長(佐藤昌紀君) 資料要求のほうでも緊急通報サービスの受信対応状況というものを示してございますが、これを説明しますと、まず利用者の状況ですが、25年度4月始まり時点では47件、1月の50件がピークで3月で49件、先ほど3月時点の49件で報告してございます。

このついでに機械ですが、町所有のものが5件、3月時点の49件でお話しします。それと、業者からレンタルしている機械が44件の合計49件。

通報の状況ですが、年間トータル送受信件数で548件。正報、要するに緊急、火災、ガス、煙、電

源等、本当に緊急を要する場合のものが6件でした。内容的には緊急通報で5件、火災1件という内容でした。あと、そのほか相談連絡、ちょっと最近不安なんですよねだとか、そういうのを含めた相談連絡で55件、それと試し押し、これはいたずらな試し押しというのも多少あるのですけれども、そうではなくて機械がきちんと作動しているかどうかということで安全センターのほうからあえて試し押ししてくださいというご連絡もしておりますので、この試し押しが258件、誤報が88件、先ほどもお話ししたうっかり押ししてしまったというのが含まれています。それから、安全センターのほうから発報しているのが年間890件、これは定期的なご様子どうですかというお伺いのものが787件、それに対して応答があったのが544件。イコールでないのは、不在のとき等がありますので、ちょっと畑に行っていたとか買い物行っていたとかお風呂行っていたとかということでない場合もありますので、不在が103件。それで、実際通報、正報あったうち、その出動、出向等については、正報6件の全てが消防のほうに救急車なり消防車なりの要請を行っているところです。

○8番（真貝政昭君） 誤報という項目ありますけれども、これを見ると正報について100%消防のほうが出動しているという、そういう数値ですので、確率としては100%というふうな認識の仕方よろしいのでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 正報から捉えると100%消防にお願いした、25年度についてはそういう状況にあります。

○8番（真貝政昭君） 87ページです。介護保険の関係なのですが、介護認定の調査員が3名という説明でした。それで、保健福祉課で抱えているケアマネジャーなのですが、人数は何人ですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 古平町で抱えているケアマネ、介護のケアマネジャーとしては1名です。

○8番（真貝政昭君） 1名の方で総体何名の方の計画をつくっていますか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 決算説明書の184ページ、こちらのほうに平均すると18名で、4月時点18名から始まって、3月で15名というふうに、月によって多少人数の出入りはございますが、平均すると18名の方のケアプランを作成してございます。

○8番（真貝政昭君） 作成の人数の上限、基準があったと思いますけれども、何名でしたっけ。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 記憶がちょっと確かでないのですけれども、30名になります。

○8番（真貝政昭君） 現状の把握で決算資料の64ページと、それから65ページを見えています。それで、特養だとか、老健施設の施設介護を必要とする要介護2以上の基準があったと思いますけれども、町内の要介護2から5までの合計が123名、65ページの施設サービスの受給者数の、雑駁なのですけれども、利用者数が45人から下の療養型を入れますと約47名ということなので、123から47を引くと76人の方が在宅でいらっしゃるという数字になります。それで、訪問介護の在宅でそのようなサービスを受けている方を見ますと、約半分くらいの方しか利用していない形になります。それで、利用されていない方たちの状況なのですけれども、どのように理解すればいいのか説明をお願いします。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） まず、先ほどの回答訂正お願いいたします。30名と申しましたが、35名。

それで、私の答え方を悪かったのかなと思うのですが、古平町直営でやっているのが1名で、そのほかに町内にケアマネジャーとして働いている方が6名、町の1名のほかに6名の合計7名の方が要介護認定者の計画を作成してございます。

それで、ご質問の施設もしくは訪問介護を利用していない方がどうしているのかということなのですが、例えば要介護認定を受けていますけれども、訪問介護、ご自宅に来てもらってお世話をというところまでではない、通所介護、デイサービスだけ利用すればまだ何とかなるとい方もおります。もしくは住宅改修だけしてもらえれば何とかなるとい方もおりますので、要介護認定の方全てがサービスを受けているということにはならないのかなと思います。

○8番（真貝政昭君） それと、在宅で要介護2以上の方たちの家庭状況なのですが、独居だとか高齢世帯だとか若い世代との同居という、そういう把握はできていますか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） この間さまざまな検討で、委員皆さん方にも示した数字があったのかなと思うのですが、今持ち合わせてございません。

○8番（真貝政昭君） 89ページが一番上です。運動機能向上業務委託料について実績を内容を含めて説明をお願いします。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） これは、介護予防の中で転倒骨折予防の関係で運動器に特化して行っている事業で、プラットホームに専門職おられますので、そちらにお願いしている委託料でございます。利用者が年間延べですが、11名の方が利用されてございます。

○8番（真貝政昭君） 説明資料の83ページですが、高齢者複合施設整備事業ではほほえみくらす2階にそのような施設がありますけれども、この利用については今後この関係ではどのように理解したらよいでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 高齢者複合施設の2階のほうにデイルームを整備してございます。実は、プラットホームで事業されていた機能がこちらのほうに移ってきてございます。ただ、プラットホームのほう全て引き揚げてこちらのほうにということではなくて一部残した状態ですが、ほとんどの機能についてはこのほほえみくらすのほうに移ってきておまして、ここはデイサービス事業として運動器に特化した事業を展開していくというふうに今やっている最中です。これとはまた別に介護予防のほうの事業としては別な場所を使ってやっていますので、ほほえみくらすの場所については介護保険制度にのっとっているデイサービス事業の運動器に特化しているものというふうに解釈をお願いいたします。

○8番（真貝政昭君） 要介護の方で入院されて、期間が上限ありますので、出されてリハビリが必要な方がいますよね。そういう方のリハビリという目的とこのほほえみくらすというのは、どういうふうに連動させたらいいのでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） ケアプランの作成内容にもかかってくるのですが、ケアマネジャーさんのほうで退院後この運動について必要がある、介護サービスとして必要があるとしてやる場合には、こちらを使ってということになるのかなと思います。ただ、全てにおいてここでということにはなってきませんので、余市にもそういう事業所がございまして、そちらを利用される場合もあろうかと思っております。

○委員長（高野俊和君） それでは、質疑途中ではありますが、昼食のため休憩をいたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時27分

○委員長（高野俊和君） それでは、休憩前に引き続き質疑を再開いたしたいと思います。

午前中にも申しあげましたが、質疑は簡潔に、決算でありますので、こうしたほうがいいのではないかなというような私見は控えていただきたいというふうに思っております。

それでは、再開をいたします。

先ほど質疑途中でありました3款民生費、80ページ、99ページでありますけれども、真貝委員、質問途中でありましたので、真貝委員より質問を再開したいと思います。

○8番（真貝政昭君） 83ページです。一番上段のほうの繰入金の中で出産育児一時金（国保会計）というふうになっています。この中身について説明をお願いします。

○民生課長（和泉康子君） 国保会計においては、出産一時金の3分の2を一般会計から繰り出すこととされておりまして、説明資料の129ページをごらんください。こちらの一番下のほうに8としまして他会計繰入金調書というところがあります。その上から4段目のところに出産一時繰入金56万円とありますが、これは1件当たり42万円の3分の2、28万円の出産件数が2件ありましたので、56万円となっております。

○8番（真貝政昭君） そしたら、出産の実績は何件でしょうか。

○民生課長（和泉康子君） 町内では17件あったようですが、国保加入者としましては2つの出産でございます。

○8番（真貝政昭君） そしたら、3分の1は国保会計からというふうになりますか。

○民生課長（和泉康子君） まず、今のご質問で特別会計の繰出金は3分の2、それから後志広域連合のほうに出産一時金として、負担金になりますけれども、そちらのほうでは42万円納める形になっています。

○8番（真貝政昭君） だから、1件について出産助成金は国保の場合は42万円で、そのうちの3分の2を一般会計からと。3分の1は後志国保または国保会計の中からという、そういう意味かということを知っているのです。

○民生課長（和泉康子君） そのとおりでございます。

○8番（真貝政昭君） それと、この17件の実績というか実例件数なのですからけれども、出産地は自治体はどこら辺になりますか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 25年度の出産実績17名については把握しておったのですけれども、出産場所、地域なのですが、確定した25年度の17名の数字ではございませんけれども、全て小樽、ごくまれに札幌だとか、あと里帰り出産の関係で他自治体、小樽以外のところというのがございますけれども、基本的には小樽で出産される方がほとんどです。

○ 8 番（真貝政昭君） 95ページから97ページになりますけれども、幼児センターの保育のほうなのですが、資料でいただきました階層区分ごとの利用人数を見ています。それで、全体の利用者57名中第4階層以上が17名で、第3階層以下、1、2、3階層までが40名ということになっています。第4階層が所得税がゼロから4万円までですから、第3階層までは所得税が発生しない階層になります。それで、約7割近い3分の2の方が所得税が発生しない所得ゼロという、そういう階層になります。それで、ゼロから4万円未満のこの第4階層なのですけれども、所得税が上限の4万円という数字なのですけれども、所得は幾らになりますか。

○委員長（高野俊和君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時35分

○委員長（高野俊和君） 会議を再開します。

○幼児センター所長（宮田誠市君） 所得税がゼロから4万円未満のこの所得税に係る世帯の所得はというご質問ですが、それぞれの世帯が当然控除されるものが違います。だから、所得税4万に対して所得が幾らかということにはならないかなと思います。

○ 8 番（真貝政昭君） 所得税の税率が何%というのがありますから、それで所得というのは決まるのではないですか、違うのですか。単純ではないですか。単純ではないというふうに。

○財政課長（三浦史洋君） 済みません。所得税の関係なので、勉強不足ですけれども、お答えします。

まず、保育料の部分はあれですので、ご夫婦いたとしたら、親御さんいたとしたら一人一人の所得税が出ているとこの第4階層以上になるということ。まず、所得は給料から給与所得控除を引きまして、所得がお一方、旦那さんと200万円なら200万円としますよね。そこから扶養控除なり全部控除、医療費の控除だとかしていきますよね。残額があるのが課税所得ということになります。それに対して一番低い率は5%ですよね、所得税の5%。200万円ぐらい以上、たしか190万か200万円ぐらい以上だと10%になって、それが20、23、33といくように思いました。その部分なので、4万円未満の夫婦が幾ら所得があったかというのは、個別一人一人のやつどんな控除されているかも把握していないので、幾らというのはお答えできません。

○ 8 番（真貝政昭君） 先ほどの数字の割合で訂正があります。第4階層以下の全体数が40で、第5階層が17名と、そういう数字です。先ほどの私の説明の仕方、訂正をおねがいます。

それで、この懐ぐあいなのですけれども、幼児センターに利用者は全て小学校に入学していくという、そういう仮定をしますと、この割合が就学援助の対象ということで、どのように変わっていくかという捉え方が問題なのです。それで、答えるのは教育長が詳しいので答えていただきたいのですが、この表の見方として第4階層までであれば就学援助の対象にほとんどなるというふうに私は見ているのですけれども、そうすると現在の就学援助の対象者は約4割ですよね、全体の。そういうことからすると、数字的なギャップが生じるのです。第4階層までが大体対象になるのではな

いかというふうに見ているのですけれども、その点について見解を伺いたいのですが。

○教育長（成田昭彦君） 就学援助につきましては、所得基準よりも生活保護基準をもとにしてございますので、生活保護基準の1.2倍というふうに定めておりますので、そういった考え方からいきますと、今の4階層というのは大体該当してくる数字かなと考えております。

○8番（真貝政昭君） 大体目星のつけ方は私の見解でよろしいという、そういうことですね。

○教育長（成田昭彦君） 今の私どもの計算からいきますと、大体今真貝委員おっしゃった枠内は就学援助として認定される数字かなと思っております。

○7番（木村輔宏君） 先にお断りします。監査委員の立場で余り質問したら怒られますから、先にお断り。

89ページの、私の記憶が定かでないのですけれども、成年後見センターの関連です。これは、25年の前からありましたか。

○委員長（高野俊和君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時41分

再開 午後 1時41分

○委員長（高野俊和君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） ご質問の成年後見センター運営費負担金については、平成22年に小樽・北しりべし後見センター立ち上げ当初からこの負担金がございます。

○7番（木村輔宏君） ということは、要するに小樽圏も含まれているということですね。とすれば、この金額結構な金額なのです。全体的にお幾らの金額で運営されているかおわかりですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 小樽・北しりべし成年後見センターの運営費としては、約2,100万ほどになっています。これを人口割、高齢者割、さまざまな要素を加味して6市町村で負担しております。

○7番（木村輔宏君） ということは、そのものの運営については、人数的なものとか、そういうものは加味されない中で比例配分みたいな形でまわっていますということになると思うのです。とすれば、その下に成年後見制度利用支援事業助成金というものが、これは別な形でまた運営されているということでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） まず、センター運営負担金については、センターを運営する負担金です。下のほうにあります利用支援事業助成金といいますのが、実際に後見がついた方に対して、後見人に対してご本人が報酬を払わなければならないのですけれども、それに対してここでいいますと利用者1名分です。月1万円、12カ月分で12万円というふうになっております。これは、個人、成年後見を受けられている方に対する補助金でございます。

○7番（木村輔宏君） ということは、これは例えば古平でそういう方が出たときに裁判所で決定した金額が振り分けられるという。例えば12カ月なら12カ月で振り分けるということになるとすれば、その人その人によって違いますよということになるのですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） この利用支援事業の対象としているのが、まず成年後見の申し立て自体を町長がした場合、家族で申し立てをできない場合に最終的に町長が申し立てをすることになるのですが、町長が申し立てをして低所得の方に対して1万円助成するというふうに要綱で決めております。

○7番（木村輔宏君） ということは、町では出しますよと、その対象者は金額は別として基本的に出さなくてもいいということになるのですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 裁判所の報酬確定というのが約1年後に行われるのですが、その方の財産の状況から裁判所のほうで年間100万なら100万報酬として渡せるだけの資力があると判断した場合にはその金額になりますし、ないという場合にはゼロの場合もございます。北後志6市町村については、要綱を定めて6市町村統一で1万円というのを決めておりますので、裁判所のほうで6市町村の中でこういった事例が出た場合にはおよそ町村が決められている1万円という報酬決定がされる場合がほとんどです。

○7番（木村輔宏君） 97ページの備品購入費でベッド購入費とあるのですけれども、これが36万5,000円の見積もりになっていて不用額がゼロというのは、これは最初から見積もり合わせか何かをして決まったものだから不用額がないのでしょうか。それとも、どこかで見積もり合わせを何件かしたらぴったりだったところがあったということなのですか。

○幼児センター所長（宮田誠市君） この午睡ベッドにつきましては、扱っている業者が1社しかありませんでした。そういうことでもって予算段階でもって見積もってもらった金額イコールでもって購入してございます。詳しく中身を言いますと、外国産だったと思いますが、その品物が。それで、それを扱っている業者が1社だけということで、このような予算イコール決算になってございます。

○7番（木村輔宏君） ということは、そのベッドでないとだめだということになるのですか。

○幼児センター所長（宮田誠市君） 買ったベッドというのは、まず結論から言いますと、その種のベッドは1種類しかなくて、ほかに対応できるような似たようなベッドはございません。

それで、ベッドというと2段ベッドとかいろいろな考えると思うのですが、単なる厚さ10センチぐらいのぺらっとしたもので、50センチ、1メートル50ぐらいかな、子供一人が寝られる程度の畳より小さい大きさで、高さ10センチぐらいの枠のところに金網みたいのが張っているような簡単なものなのです。イメージする普通のベッドとは違うのです。それで、それを扱っている業者、それからその品物はそこしか売っていないということで、そしてそれを購入するに当たってはこの間後志管内だったり小樽だったり、ほとんど普通の布団ではなくて、そのようなベッドを使っていることでもって、利用しがいがいいということでもってそれを購入しました。

○7番（木村輔宏君） ちょっと話違ってきたのだけれども、逆な言い方をすれば、例えば古平にもそういう業者がいると思うのです、私が言うのは、何かさっきの私が聞いたのと話変わってきてしまって、質問ちょっと変わってきたのかもしれない。そのベッドでなければだめだという、要するに何々の何々ですよと決まったものでなければだめだということなのか、それを扱っているところが、例えばの話これをどこから購入したかは別として、その扱っているところがそこしかない、

例えばフランスベッドですとかという、そのフランスベッドの何々しかだめですよということになるのですか。

○幼児センター所長（宮田誠市君） まず、1点目のこのベッドを扱っている業者は1社しかございませんでした。

それから、そのベッドに見合うようなベッドは、そのベッドが使いやすいということでもって予算に上げてもらったのですが、それに見合うようなベッドもございません。

○7番（木村輔宏君） 違う。私が言ったの……それわかるけれども、要するにそのものと指定したものだということ……。だから、僕が聞いたのは最初とちょっと変わってきたのだけれども、ということはそのベッドですよと指定しましたということですかということに聞きたかったのです。ほかのベッドでは絶対だめだよということになるのですか。

○幼児センター所長（宮田誠市君） そのベッドに指定しました。

○7番（木村輔宏君） 指定をして、その指定したものはそこしか売っていないという、こういう考え方でいいのですか。

○幼児センター所長（宮田誠市君） そのとおりです。

○委員長（高野俊和君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高野俊和君） ないようですので、次に4款衛生費、100ページから107ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○8番（真貝政昭君） 101ページの負担金補助及び交付金の中段あたりに北後志母子通園センターの部分があります。北後志全体の利用人数、各町村あると思いますが、含めて説明をお願いします。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 全体の人数が記憶で申しわけございません。たしか私の記憶では二十六、七人通っていたかと思えます。そのうち古平が4名になっています。各町村別も私の今の記憶定かでないのですけれども、半数以上が余市になっています。ほかの4町村が大体四、五名ずつ。

○8番（真貝政昭君） この運営負担金の割合なのですからけれども、人数割でこういう形なのか、それとたしか沢江の福祉センターを会場にしてやられたと思うのですけれども、人件費だとかスタッフの人数だとか、そういう細かい数字は今述べられますか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 事業費につきましては、今資料持ち合わせてございません。申しわけございません。あと職員の数ですが、管理者1名、それから教諭と言っているのでしょうか、が4名の体制で事業を運営していたかと思えます。

○8番（真貝政昭君） ここのスタッフなのですからけれども、特に資格、有資格という、そういうのは何か求められているのですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 管理者については特に資格、事務屋で結構なのですからけれども、実際の養育に携わる方については、まず保育士の資格を持って、さらにこの特別支援といいたいまいしょうか、この事業に沿った講習を受けた方が従事することになっております。

○8番（真貝政昭君） 次に、下の段に移りますけれども、掖済会の実績なのですからけれども、通院

だけでもよろしいですけれども、実績、人数ですね、延べでよろしいです。対前年比較も含めて説明をお願いします。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） まず、延べ人数になりますが、外来で1万875人。それから入院が4,019人、合計しまして1万4,894人の方。24年度が外来で1万1,539、入院が5,438、合計で1万6,977で、おおよそ1,900人くらい延べで減しております。

○8番（真貝政昭君） あと2年間で閉鎖という、そういう方針を5町内に公表したのはいつごろでしたっけ。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 記憶で申しわけございません。ふるびら広報の1月号、新年号で詳細について町民の方々にお知らせしたかと記憶しております。

○8番（真貝政昭君） 今述べられた実績は、1月から12月まででしたか。年度でしたか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 4月から3月の年度で計算してございます。

○8番（真貝政昭君） 103ページの保健事業費の負担金補助及び交付金の妊婦健診の通院支援です。予算策定時と、それから実績に数字の食い違いがあります。決算のほうは先ほど説明があった17名ということだと思うのですが、当初の予定人数と、それからたしか1回2,000円のあれだと思うのですけれども、この実績の中身について説明をお願いします。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 決算説明書42ページ、表の一番下に妊婦健診受けられている方が実25人おられるというふうに記載してございます。それで、ご質問のほうですが、予算時に18人の方が14回行く分について1回2,000円ということで予算計上してございました。実際には17名の方、ただ単純に計算できないのが、妊娠初期から1年間通してで計算すると予算と決算同額になってくるのですが、途中の方等々おります。あと転入、途中から入ってくる、途中でいなくなるというケースがございまして。それで、不用額が少し多目に出ているのが、流産だとか、途中で必要なくなった方が二、三名発生してましたので、こういう状態になっております。

○8番（真貝政昭君） じんかい処理になります。この間……

（「何ページ」と呼ぶ者あり）

○8番（真貝政昭君） 105ページになります。この間広報に挟まって粗大ごみの収集を受け付けると、1年間に1遍だけやることになりましたというのがありましたよね。平成26年の当初の説明で記憶ないし、25年度のこれでも特別そういう項目がないものですから、余市ではコンビニで250円の切符を買って、電話をすれば引き取ってくれるという仕掛けをずっとやってきていますよね。古平でそういうことにことしからやるみたいなのですけれども、25年度ではどうでしたかなと思ひまして聞くのですけれども。

○民生課長（和泉康子君） 今真貝委員のご質問の件なのですが、25年にはありません。それと、町の手数料条例のほうでも袋の大きさとか決まっておりますが、今回広報に載せました町の声で、お年寄りだとか車のない方が粗大ごみについて困っているという意見もありまして、その中でも今後検討しますというようなことで回答しているのですけれども、北後志、小樽含めまして、よその町村どんなようなことしているのかなということ調査しまして、まず今後年1回やるということではなくて、この10月の末まで申し込みとアンケートとりまして、今後うちの町に必要ということ

であれば、今後条例改正も含めて年何回だとかということ決めていくためのお試し運営みたいなものです。

○8番（真貝政昭君） 余市でもそういう希望が随分あるみたいで、そういう制度、仕組みを知らない方も随分余市でもいるみたいで、古平の町議なのだけれども、余市の方に余市のそういう仕組みを教えてやると大変喜ばれると。古平もクリーンセンターまで持っていくと、結構謝礼を出してやってもらうという例を聞くものですから、喜ばれると思うのですよね。それで、今回の申込書の形式なのですけれども、電話でも受け付けていいのではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○民生課長（和泉康子君） 今回の申し込み方法は、申込書の提出と高齢者も想定しましたので、電話での受け付けも可ということでチラシを出させていただいています。

○4番（本間鉄男君） 103ページの保健事業費の中で、負担金補助及び交付金ということで25年度予算ではがん検診1万7,000円というものが計上していたのですけれども、これ決算ではすぼっと抜けていますけれども、このがん検診の1万7,000円の削減された詳細をお伺いしたいと思います。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） ここで見ている予算ですが、一般的に町と契約をしている医療機関以外で検診を受けた方が一旦その病院で全とお支払いしてきた分を後から償還払いとして町のほうでお支払いする分をここで計上しておりましたが、がん検診については特にそういう方がいなかったために全てなしということで計算しております。

○4番（本間鉄男君） これは、結局償還分ということはこのがん検診を受ける場合、どういう医療機関とか、そういうあれに行くがん検診の分なのか。今普通であれば、がん検診というのは町で一般的に健康診断のときにやっていますけれども、これは例えば個人的に何かちょっとぐあい悪いなということで、がん検診を受けに行く人方に対するものなのか、その辺詳しくお伺いしたいと思います。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 失礼しました。言葉不足でした。予算で見えていたときには、乳がん、子宮がん、それと大腸がんで札幌で受けられる場合を想定しておりました。おおよそ通常であれ、こういった個人で受けられる方、小樽、余市だとかという場合にはおおよそそういう病院と契約を結べるのですが、札幌の場合契約を結べない病院があるので、そういうことを想定して予算を組んでおりました。

○4番（本間鉄男君） 次に、105ページ、環境衛生ということで、春に狂犬病の予防注射とかとやっておりますけれども、古平町で登録の犬の数というのですか、これ狂犬病受けている頭数、まずお伺いしたいと思います。ただ、一般にそれ以外で受けていないというものを把握できないというのが現状だと、以前にもほかの議員が質問したときにそういう答弁だったので、とりあえず狂犬病、これ受けている頭数というのですか、この辺まずお伺いしたいと思います。

○民生課長（和泉康子君） 25年度の狂犬病を受けた件数は119頭となっております。

○4番（本間鉄男君） 結構なペットの数だなと、そのほかにもいろいろペットというものはいるのだろうと思うのですけれども、これは実際にこの狂犬病を受けていないということの、万が一犬、そういう中で古平には獣医さん、直接はいないのですけれども、余市とか小樽、動物病院ありますよ

ね。そういう中で、例えばこういう検査を受けていない犬がそういうところで何か病気になってという場合の知らせとか、そういう連絡体制というのはあるのですか。

○民生課長（和泉康子君） 犬の病気に関する報告というのはありませんが、町で受けた予防接種のほかに、皆さんが余市、小樽の動物病院、そちらのほうのかかりつけ医で狂犬病受けた場合は済証というのが発行されまして、それを役場のほうに持ってきていただいて、また550円ほどいただくのですけれども、町内で受けたときの済証という船型のこういう首につけるものなのですけれども、そういうのは発行していますので、ただそのほかペット病院で狂犬病受けているのですけれども、実際済証は発行されていても役場のほうに接種済みのそれをお願いに来る方が全てということではないので、町内で予防接種受けたほかにかかりつけ医で受けた分の連絡は来ます。

○4番（本間鉄男君） そういう予防接種を受けた犬は連絡が来るから把握はできるのでしょうかけれども、例えばそれ以外に受けていないで動物病院にかかったという場合には、これはやっぱり向こうのほうで接種受けていないということを判断して、それをきちっと予防接種受けさせて、それから治療させてというか、そういう形でもってそういうところで病気というかけがだとか、そうした場合に古平町では100%把握できているという考えでよろしいですか。

○民生課長（和泉康子君） ちょっと回答になるかどうかかわからないのですけれども、登録しているしていない別に、動物病院にかかったかからないというものは係のほうには連絡来ませんので、100%治療している、治療しなければならない病気がどうなのかということは町のほうでは把握しておりません。

○4番（本間鉄男君） そうしますと、例えば予防接種受けてなくて、病院でそういう犬がもしかかっても、結局は向こうで治療しても、その登録していない犬でも結局町には返答が来ないという考え方を持っていていいのですか。

○民生課長（和泉康子君） そのとおりでございます。

○4番（本間鉄男君） 次に、その委託料の下のほうに墓地仮設トイレということがありますけれども、予算的にいうと32万5,000円が22万1,000円ということで10万ほど減額になっておりますね。これは、墓地のお盆中というか、そのトイレだと思っておりますけれども、これは今3カ所ですか、2カ所ですか、今あるの。それで、場所は大体1カ所、2カ所わかるのですけれども、大体これだけのぐらい、ちょっと頻度というものが、利用者というのかな、その辺はちょっとくみ取りの話で酌み取れないのだろうと思っておりますけれども、どのぐらいの利用者が使って、結局お盆期間中というのが基本でしょうから、その間にどれだけのあれがあるのかな。ということは、我々なんかのところにもトイレ貸してと墓の途中やっぱり来たりお寺さんのほうでも借りているという話聞くので、私の知り合いのところの墓のすぐそばにトイレがあるのです。そうすると、墓参りしていて、新しい墓地のほうですけれども、すぐそばにあると、お参りしていても何となく変なというか嫌な気持ちするのですよね。本当にそばにあるお墓の人。だから、その辺を踏まえて、逆に言うと駐車場あるところとか、そういうところに限定したらどうなのかなという思いもするのですけれども。

○委員長（高野俊和君） 本間委員、今の質問は臨時用のトイレが必要かという話ですか、それともそのトイレの場合をもう少し考えてくれという質問ですか。

(何事か言う者あり)

○民生課長(和泉康子君) まず、予算の関係なのですから、30万というところで実績が22万1,000円ということで、これは当初から2カ所の1週間程度ということだったのですが、委託するときに結果的に20万、10万程度契約金額が落ちたということになります。

あと、トイレの利用頻度ですけれども、そこはカウントはしていませんので、消耗品のほうからどのぐらいというものもあるのでしょうか、おおよその数ということでもお答えするのが難しい状態です。

それと、場所ということなのですから、過去には新墓地の火葬場のほうにも1基あったそうなのですが、場所を考慮しまして1台は別れ道の広場のところ、こちらから行って高校に行くほうと新墓地に行くほうありますよね、高校に行くほうのところに広場があると思うのですけれども、あそこの水飲み場の場所に1カ所と、かつては火葬場の上のほうの広場、新墓地のほうにもあったのですが、それを新墓地の中ほどの場所に移しまして、場所的には2カ所で8月の12から21日までということで、申しわけありませんけれども、利用頻度のほうはわかりません。

○4番(本間鉄男君) 次に、107ページのクリーンセンターということでお伺いしたいのですけれども、15節の工事請負費、これクリーンセンターが14年建設ということで、25年度でパソコンとソフトの水処理データの一括処理を新しく変えるということでしたか、210万でしたか、計上していましたが、今回決算ではゼロということでも何も使われなくなったのですけれども、不用額ということでも、たしかこれ減額したのかどうかちょっと記憶ないので、その辺の説明を求めたいと思います。

(「答弁調整お願いします」と呼ぶ者あり)

○委員長(高野俊和君) 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時20分

○委員長(高野俊和君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○民生課長(和泉康子君) 工事請負費なのですから、3月補正でゼロとしております。

(「答弁調整お願いします」と呼ぶ者あり)

○委員長(高野俊和君) 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時23分

○委員長(高野俊和君) それでは、質疑途中でありますけれども、35分まで休憩をします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時35分

○委員長（高野俊和君） 会議を再開いたします。

○民生課長（和泉康子君） 先ほどご質問の工事請負費なのですが、当初予算でクリーンセンター機器更新事業ということで、機器更新210万円ほど載せておりました。これ当初XPの関係でシステムを更新するということで210万円上げましたが、このシステム自体が外部と接続したものではありませんので、当面使えるまではこの機器を使っていこうということで、3月の補正で不用額で落としているものでございます。また、今のところ順調に動いておりますので、26年度予算にも今のところは計上しておりません。

○4番（本間鉄男君） これウィンドウズの関係だけで計上したという捉え方でいいのでしょうか。結局水処理ということは、排水の問題ですよね。最終処分場の最後の、一般に処理をして川へ流すと。そのデータをちゃんととっておかないと、例えば水銀だとか、そういう危険物というのですか、危険物質が流れるおそれがあるから、そのためにあそこでデータをとっているということなのですけれども、ほかとつながっていないからXP取りかえなくてもいいということであれば、逆に言うとシステムそのものは別にXPが本来電話回線につながっていないければ問題ないといえませんが、つながっている場合は前にも指摘したとおりXPというのは意外と虫穴だらけというか、そういうような問題で危険性があるということが前から言われているのですよね。そうしたら、簡単に言うとずっとそのまま、ウィンドウズ今のままで使って支障ないという捉え方でよろしいのでしょうか。

○民生課長（和泉康子君） ずっとこのままでいいということではなくて、まずXPの関係で25年度とっていたのですけれども、まだ順調に稼働しているということと、このシステム機器全体としては近い将来更新を検討していかなければいけないと思っております。

○4番（本間鉄男君） 今XPがもう全部ことしの春で取りかえというか、そういう形で新しいOSが出て、それにもうみんなが取りかえてきたということなので、結局XPそのものが使えるということは、何も古いから使えないということはないと思います。ただ、それを結局別に支障がないのであれば、このまま新しいOSに取りかえなくてもずっといけるのかなど。何年使ってもほとんどそういう面では、自分だけのあれだったら故障がないのでないかなと思うのですけれども、どうなのですか。

○民生課長（和泉康子君） ずっとという期間の問題なのですけれども、もともとがかなり年数もたっていますので、ずっとXPで支障がないということではなくて、XPというよりも本体の機器更新も含めて近い将来更新の検討をさせていただきたいということです。

○4番（本間鉄男君） そうすると、将来的に本体も更新しなければいけないとなると、これ簡単に言うとパソコンのデータ処理を取りかえるだけで210万という予算を計上していましたが、今度そうすると機械そのもの初め、いろいろ取りかえらなったらかなりの予算がかかるのかなど。そうすると、どの程度の予算に膨張していくのかなどという思いもあるのですけれども、その辺そうすると200万、300万の話でなくて、本当に片手ぐらいかかるかなどか、そういう問題になってくるのか

など思うのですけれども、これやっぱり対処、途中でできるということなく、すっぱり取りかえなければいけないという危機がなるのかなと思うと、やっぱりかえてその時期になれば、ますます負担もふえてくる場合もあるのでないかなと。今こういうふうに機械でも何でも値上がりしていく、ましてそのほかに消費税もまた10%とかいろんな話があるので、そういう部分からぼっていくと、余計最初の早目に取りかえるほうがベターということもあり得るのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○民生課長（和泉康子君） まず、25年度中に取りかえたほうが今後長い目で、消費税の関係もあるし、いいのではということもあります。XPでも外部と接続していないので、もう当面それが1年なのか2年なのか3年なのかはわかりませんが、こういう機器のほうも日進月歩進化していきますので、まず一、二年使えるうちはこのままでいかせていただいて、先ほど委員おっしゃるようにこの210万程度では本体のものを取りかえることになりまますので、片手以上になるかもしれませんが、もう使えるぐらい様子見まして、機器の更新、今後見ながら、業者さんと相談して入れかえる時期を検討していきたいと思っております。

○委員長（高野俊和君） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高野俊和君） ないようですので、次に5款労働費、108ページから109ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○8番（真貝政昭君） 109ページの一番下の特別支援教育支援員賃金ですが、特別支援員の実態について説明をお願いします。

○教育次長（佐々木容子君） この科目で見えています特別支援員の賃金でございますが、古平小学校に配置されています2名の支援員ということになります。この2名ですが、現在小学校1年生と2年生のクラス担任の補助という位置づけで1名ずつ配置をされております。日数でいきますと年間213日、206日という、大体1年間通してお子さんたちが授業に出る日数に合わせてということと1日平均5時間から6時間勤務についております。

○8番（真貝政昭君） 労働費の中で25年度は使っているのですけれども、この労働費での国の事業、これの先行き、見通しはどのようなふうになりますか。

○教育長（成田昭彦君） 25年度につきましては、たまたま国の補助の関係でこちらのほうで予算、労働費のほうで見させていただきましたけれども、本来は小学校2名、中学校1名体制の特別支援員を使って、教育費で予算を見て実施しております。今後もこのような形は継続してまいりたいと思っております。

○8番（真貝政昭君） 労働費で、今回名目は緊急雇用という形なのですけれども、労働費はたかだか一、二ページの少ないページで終わってしまう項目で、積極的にいろんな事業掘り起こして、そして活用していくという。今回は教育の分野ですけれども、こういうふうに使えば、もっと可能性のあるページではないかなというふうに思っているのですけれども、ないのですか、教育と連動させるようなこういう雇用の使い方。

○産業課長（村上 豊君） この緊急雇用なのですけれども、事業自体は今特別支援員の事業なの

ですけれども、これは雇用ということは単年度限りの雇用という形なのです。

○8番（真貝政昭君） 労働費の関係では、メニューというのは少ないのですか、教育と連動するような。

○産業課長（村上 豊君） 今この事業なのですけれども、ほかの事業と一応兼ね合い等調べて今回特別支援員という形の事業を採用した次第でございます。来年度もまた、単年度でもうこの事業はできないものですから、また別な事業ということを考えたいと思います。

○委員長（高野俊和君） ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高野俊和君） ないようですので、次に6款農林水産業費、110ページから121ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○4番（本間鉄男君） 111ページ、農林水産業費、農業費の中の14節使用料及び賃借料ということで水土里情報システム使用料ということなのですけれども、これ毎年このシステムを使用料ということで計上しておりますけれども、これ実際の今活用というものはどの程度このシステムを活用しておりますか。

○産業課長（村上 豊君） 農業委員会関係のほうで農地の台帳と連携するような形で活用させていただいております。

○4番（本間鉄男君） これは、最初にやったときにそういうふうなふれ込みでやっていたのですけれども、これ毎年毎年これだけの27万6,400円という金額がシステム使用料としてかかっているのですけれども、実際にその中で毎年どのような使用の仕方に変化が出てきて、それともただシステム、簡単に言えば更新みたいな、ただ使用料というか、使っても使わなくてもかかる使用料でないかなと思うので、その辺の中身。これを活用してどのように毎年、例えば去年はこういうようなことをやっていたと、ことしはこうだとかと、そういう具体的なあれがないのかなと、その辺をお伺いしたいと思っています。

○産業課長（村上 豊君） 一つの例とりますと、作況調査等なのですけれども、それでその画像で農地を把握して、その調査をしたり、それと現況証明なのですけれども、それらのもので農地のこのデータ、地図によってその場に行って現況調査したりで利用しております。

○4番（本間鉄男君） 次に、下の農地総務費の使用料及び賃借料ということで、予算のときにはおりの借り上げというのですか、1万1,000円、これたしかアライグマのおりかなと思うのですけれども、もしあれでしたらこのおりの借り上げがしなくてもよくなったという一つの理由。

それと、今おりが何台あって、そして大体アライグマの捕獲というのですか、25年度にはどの程度あったのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○産業課長（村上 豊君） この使用料及び賃借料なのですけれども、これはヒグマの捕獲用の移送、車で移動するクレーン等、ユニックで使う、それらの借り上げ料です。

それと、アライグマの捕獲数なのですけれども、25年度ですけれども、幼獣が2、成獣が1、そして計3ということになっております。アライグマの捕獲わなののですけれども、把握していないのですけれども、50輪確認しております。50個と言ったらいいのか。

○4番(本間鉄男君) 次に、115ページで林道管理費ということで、公有財産購入費ということで毎年50万減って、ところがなかなか実態として林道の買収というか、その辺土地の買収が大変だということで、なかなか契約が成立していないということが現状なのだと思いますけれども、これ25年度予算のときには一応2件と折衝ということで議会で報告しておりましたが、これ2件の折衝というのはどういう形式でどういう内容でというのですか、折衝して結局不成立になったのか、どこまで進んで不成立になったのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○産業課長(村上 豊君) 結構年数がたっているものですから、そしてその対象者と言ったらあれなのですけれども、その方も余り存じない方もおられたのです。それで、1件の方はある程度登記の形までいったのですけれども、そこの兄弟の方1人がちょっとそういう形で、言葉もあれなのですけれども、そういう形で今のところ成立に至っていないということなのです。

それと、もう一件なのですけれども、もう一件は完全にお父さんから引き継いだものですから、本人自体全く存じていない状態で、今までそういうふうな経過を説明して、ですけれどもそういう面で以前のことが何かしこりに残っているのか、今暗礁に乗り上げているような状態で、再度先月も行ってきたのですけれども、それで何ほか感触よくなったように受けておりますので、来年こそはできるかなという形で帰ってまいりました。

○4番(本間鉄男君) 林道の買収、一応大体めどとして2件とか、そういう形で毎年計上していると思うのですけれども、実際にまだそういう買収できていないところ、全体的に何件ほどあるのかなと。その中で、この林道開設してから、でき上がってからその交渉を毎年やっていると思うのですけれども、実際にでき上がってから交渉で成立した件数というのは何件かあるのですか。

○産業課長(村上 豊君) 私そこまで存じていないのですけれども、今残っている件数なのですけれども、先ほどの2件も含めて23件という形で残っております。

○8番(真貝政昭君) 119ページです。上段のほうの13節で浅海資源保護事業委託料について説明をお願いします。

○産業課長(村上 豊君) この事業でございませぬけれども、これ密猟監視と、そのほかに漁協さんとうちと契約して、4月から3月20日ということで、要するに6時から朝の3時までパトロールをお願いして、浅海資源保護のパトロールと、それに本来ずれているのですけれども、防犯的なこともお願いしてやっている事業でございませぬ。

○委員長(高野俊和君) ほかにございませぬか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高野俊和君) ないようですので、次に7款商工費、122ページから125ページまで質疑を許します。質疑ございませぬか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高野俊和君) ないようですので、次に8款土木費、126ページから133ページまで質疑を許します。質疑ございませぬか。

○8番(真貝政昭君) 129ページです。それで、道路改良費で小学校の工事が施工されまして、以前上り口の両側に桜並木がありましたけれども、あれ伐採は何本伐採しましたっけ。今全く皆無の

状況になって、すっきりさっぱりというのですか、味気なくなったのですけれども。何本ありましたか、あの立派なやつ。

○教育長（成田昭彦君） その辺は把握してございませんけれども、残った桜については、同窓会のほうで植えた桜ですので、今の小学校の横のほうにつけさせていただきました。本数についてはちょっと確認していないのですけれども。それと、ことし9月に裏山に50本ほど植えております。

○8番（真貝政昭君） 来年度予算に向けて機会があれば申し入れますけれども、以前のような四季を感じるようなああいいう校門前に至る景観、ぜひとも考えていただければと思います。情操の問題です。

それで、次に伺います。河川で（聴取不能）ではないのですけれども、古平の河口域の浜町寄り、右岸か左岸といったら左岸になりますけれども、国道より海側の堤防です。あそこ春の道庁への要望、交渉のときに、数年前に土地の問題で未着工だった部分をやっていなかったということで土手をやってくれたのですけれども、土手の高さを見ると段差がありまして、まだ完全に終わっていないようにも思うと。それで、道庁のほうで確認してもらった約束だったのですけれども、それが町のほうに返答なり何かしら伝わっているかなと思って伺うのですけれども、どうでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） ただいまの質問と同様の質問を一般質問で工藤議員から出ておりますので、その関連で先般余市土現の担当のほうに現状どうなっているか、あるいはどういう認識なのかといったことについて問い合わせをしております。現状ごらんとおり、途中自然堤防な形で積んでいる箇所ありました。あれは、河口にたまっている土砂をそちらのほうに寄せたというような形で半永久的なものではないというふうな状態になっております。真貝委員が道庁のほうに問い合わせた質問事項を古平の役場のほうに何らかの回答らしきものはあったかということについては、私は承知してございません。

○8番（真貝政昭君） 133ページの住宅推進費で住宅リフォーム支援補助金と。実績が350万ということなのですが、これにかかわる実績、件数、また付随する工事の総額、どれくらいの経済効果があったかということでお伺いしたいのですが。

○建設水道課長（本間好晴君） ただいまの質問につきましては、96ページに資料のほうに載せてございます。

2番目の事業内容、2行目に利用者件数は14件で、総工事費はいわゆる町内経済効果と言われるものになると思いますが、1,509万1,000円の事業費に対して、3割30万を上限に補助金を出したのが350万6,000円と、そういった結果でございます。

○8番（真貝政昭君） これを見ますと、経済波及効果は投資した税額の5倍というふうに見ることができるのですけれども、条件を緩和して平成26年度実施していますけれども、今のところの利用件数あるいは補助の額、総工費の実態というのわかりますか。

○建設水道課長（本間好晴君） 26年度の実績、途中経過ということのご質問でございましたが、実施件数、補助金ベースともに既に前年度と同レベルに現在9月中ほどで達しております。経済効果の総事業費は幾らかというのちょっと私押さえてございませんので、ここで正確な数字は申し上げられません。

以上でございます。

○委員長（高野俊和君） ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高野俊和君） ないようですので、次に9款消防費、134ページから137ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○8番（真貝政昭君） 防災無線が施工されて稼働しているのですが、親局が役場で子局が消防ということなのですが、子局がうまく連動できるかどうかというのが実施してその後の関心事なのですが、平日役場勤務時間外が3分の2以上を時間的には占めるわけですから、子局がうまく稼働できるかどうかというのが問題だと思います。それで、こういうものというのはいざというときふだん使いなれている状況でなければ決してうまくいかないと思うのですが、今まで見たところ、子局からの放送というのは一切ないように記憶しているのですが、うまく稼働できるのでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） ただいまのご質問、そのとおりで今まで消防から独自に発信したことはないと認識しております。おっしゃるとおり、災害、いつ発生するかわからないと、そういうことで消防にこれからも頼ることはあると思うのですが、その辺の連携、それをこれからも密にしながら定期的に発信なりにしていく、そういう体制もつくりたいなど。それから、事前に大雨警報とか出れば役場職員、夜でも出ていますけれども、発信する場合の判断、その辺につきましても消防と今後連携しながらやっていきたいと、そのように思っています。

○9番（工藤澄男君） 137ページの工事請負費の中の空き家解体工事とありますけれども、これは1件だけで、町が恐らく業者に支払うためのお金だろうと思うのですが、このお金は実際に持ち主から町のほうではどのように徴収されているのですか。

○総務課長（小玉正司君） この件につきましては、6月に補正をお願いしまして実施いたしております。場所は本町でございますけれども、これにつきましては、工事代金につきましては町がこのとおり全額払い、その金額を相続権者の妻と息子さんに連名で請求しましたがけれども、息子さんについては居所不明で届いていないというのが現状です。そういうことで、奥さんについても意識状況も確かでない。そして、この当時ですけれども、入っている奥さんの通帳がもうゼロになって、病院自体が赤字の状況で困っていると、そういうことで町としては今現在回収できない状況でございます。

○9番（工藤澄男君） それは、非常に大変なことだと思います。それで、実際にまだこれからもそういう住宅がたくさん出ると思うのですが、またそういうときに例えば分割みたいな形で、これからお金がなくて壊せないというところはこのような形のものでまた賄っていかうとしているのでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） 問題は、お金あるかないかでなくて、どういう状況に置かれているかと。また逆に言えば、そういう状況にならないように事前に町でももう少し広報なり事前をお願いしたりして、そういうことに努めたいと思いますけれども、ただ単にお金がないから役場でやって回収とか、そういうことでなくて事前の問題、いかに危険を及ぼすかと、そのような観点からこの

問題について今後対処していきたいと思っております。

○9番（工藤澄男君） なぜ聞いたかという、危険な住宅があって、今回役場のほうで調べてもらった経緯があるものですから、そのうちでは壊したいけれどもお金がないというような返事だったということなので、今質問した次第です。

次に、その下の備品購入費の中で原子力災害備品収納ロッカー購入とありますけれども、これのロッカーの購入をした目的は何でしょう。

○総務課長（小玉正司君） これについては、役場の地下、昔の当直室、それから昔用務員さんがいて、物置状態になっていましたけれども、そこを整備して、そこに入っているロッカーでございます。

そして、何のためといいますか、今物すごい膨大な量の書類来ています。書類整備、それと安定ヨウ素剤、その保管のロッカーもございます。そういうことで原子力関係、物すごい書類の量と安定ヨウ素剤と、そういうことでご理解願いたいと思います。

○委員長（高野俊和君） ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高野俊和君） ないようですので、次に10款教育費、138ページから159ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○8番（真貝政昭君） 小中の就学援助の利用人数ですけれども、児童生徒数の総人数も含めて説明をお願いします。

○教育次長（佐々木容子君） 25年度の小中の就学援助の実態ですが、まず小学校からです。児童数が99、そのうち要保護児童が1、準要保護が36、特別支援の補助が4ということになっています。中学校ですが、全生徒60、そのうち要保護が2、準要保護が20となっております。

○8番（真貝政昭君） 145ページの一歩下段、扶助費の新入学児童学用品費の項目ですけれども、この支給月は何月になりますか。

○教育次長（佐々木容子君） 就学援助のほうは、4月、3月中にそれぞれお子さんたちに用紙を配付して、4月学校が始まりまして申請書の取りまとめをいたします。その後の認定ということで、決定が4月の末となります。その後の請求行為ということで、実際保護者の方には5月支給ということになります。

○8番（真貝政昭君） 北後志でこの新入学児童学用品費を事前に、新入学が次年度だとすると当年度中に支給しているような町村はありますか。

○教育長（成田昭彦君） 以前に真貝委員さんからそういった、年度前に学生服等の準備もあるので、年度以前に出すのが本来の新入学のそういったことではないかということで、東京世田谷でしたか、どこかでやっているということで私も調べてみました。そして、後志の教育長部会の集まりでもそういったことを確認しましたがけれども、後志ではやっているところはございません。北海道でもないような情報を得ております。

○8番（真貝政昭君） 余市もやっていませんでしたか。

○教育長（成田昭彦君） やっていません。

○4番(本間鉄男君) 143ページの小学校のほうの学校管理費の中の需用費で聞いていいのかなと思うのですが、この需用費の中で燃料費11万3,152円という部分と、この水道光熱費の1,211万4,362円ということなのですか、これ燃料費のほうはどのような部分の燃料費として計上しているのか。それと、水道光熱費の部分、これは電気の部分と、これヒートポンプは電気で巡回しているのかなと思うけれども、あともしほかの重油だとか、そういう何か使うものがあったら、その辺の内訳も一緒にお伺いしたいと思います。

○教育次長(佐々木容子君) ただいまのご質問ですが、ここで見ております燃料費は草刈り機、それから圧雪車の燃料のみでございます。

それから、光熱水費でございますが、水道、それから下水道、電気料がこの中に含まれております。

○4番(本間鉄男君) この水道光熱費、下水、水道、電気料、この中で今一番心配するのが電気料ではないかなと思うのです。まして、簡単に言えば古平小学校の場合は、電気、オール電化というか、そういう形で暖房使っていますけれども、これ小学校の場合はとりあえず北電の指針という業務用というか、そういうあれで二十何%値上げでないかと。例えば家庭用でも17が今ちょっと圧縮しても15、たった2%程度でないかなということ、これ変圧器使った業務用だと思うのですけれども、そういう状況になった場合にもろに光熱費というのはかかるのではないかなと思う。この中で、例えば細かく言うと下水だとか水道使用料だとか、これ抜かした一般的な電気代、これはどの程度になっているのか。それで、今年度この11月に圧縮、どこまでするのかわかりませんが、それでもって値上がりになった場合に電気、今小学校が一番いい例として聞くので、ほかの部分はそれに大体あれていくと推計できるのかなと思うので、その辺をちょっと数字的に捉えているのであればお伺いしたいと思います。

○教育次長(佐々木容子君) 電気料金に限ってということなのですが、光熱水費決算額1,211万四千何がしなのですが、水道に関しては60万円ほど、それから下水については40万円ほどということ、残り1,100万円が電気料金ということになります。

ただ、前の年24年度が1,150万円ほどということで、若干校内の中でも節電をしてということでこまめに電気を消したりということで、前年度から比べると若干料金的には下がってきたのですが、今委員おっしゃったように目の前のこれからの値上げということで、1年間学校のほう経過しまして、当初思っていたよりも電力の使用料、若干押さえられているということで、電気の使用料、基本料自体を実は設定を少し下げてということで、それまで見ていましたものよりも若干電気料のほうは安くはなっているのですが、ただおっしゃるとおり例えば20ということになりますと、現年度予算でははるかに足りないかなということですが、現場の声は今まで以上に節電ということやっております。

26年度、今後の電気料の部分というのは、申しわけありません。数字のほうは、きょうは持ってきておりません。

○4番(本間鉄男君) 基本料を下げたということは、最初何でもそうなのでしょうけれども、建物建てて、使用メーターというか、それを足して行って結局基本料金決めるのですけれども、実際

にはそれだけ使うということはほとんどないということで、後で見直しして基本の契約数を下げていくということなのでしょうけれども、よく教育長が前に学校の先生方もできるだけ早く帰って電気だとか暖房を節約しましょうというようなことをよく言うておりましたが、実際の学校の先生方というのどこの学校で話聞いても大変に雑務というか、ただ教える部分でなく、それ以外のものがどんどん、どんどんふえてきて、なかなか学校離れられないというようなことで、早く帰れ帰れと言うのはいいけれども、仕事ぶん投げて帰れというような、逆にそうなる責任の問題だとか本人方の教育に対する情熱の問題だとかさまざまぶつかってくると思うので、今の計算でいうと大体300万ぐらいはふえてしまうのかなと。だから、何ぼ節電しても大変なことではないかなと思うので、その辺はやっぱり今さらどうもならないのでしょうかけれども、全てが電気に変えたという一長一短というのも出てきているのかなと思うのですけれども。やはりこれは我々もそうだけれども、ちょっとぐらい消しても、それこそもちろんLEDにしている部分はたくさんあるのでしょうかけれども、例えばふだん人が通らないときには自動的に消えるとかつくとかという、自動点火とかという、そうやっていてもなかなか難しいのかなと思うので、これやっぱり逆に言うと今200万、300万完全にふえる、小学校ばかりでなく中学校でも保育所でも全部そうだと思うのです。その辺は、やっぱり町としても大変だろうと思うのですけれども、その辺も踏まえて逆に言うと節電という中で教育だとか子供の保育だとかに支障の来さないようにしていかなければいけないなと思うのですけれども、その兼ね合いをやはりしっかり町としても自覚していただきたい、そのように思っております。

○教育長（成田昭彦君） ただいまの本間委員の質問に対して、そういった節電についても子供たちの教育の一環として、例えば節電しましょうとか、そういったポスターを校内に張るなど、そういった面での学校教育につなげた教育として考えてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○9番（工藤澄男君） 154ページが一番下、文化財の件なのですからけれども、前に教育長と話ししたときまだ段取りがしっかりできていないような話をしていたのですけれども……

（「文化財、どこですか。工藤さん」と呼ぶ者あり）

○9番（工藤澄男君） これは、どのようになりましたか、まず……

（「ページ数」と呼ぶ者あり）

○9番（工藤澄男君） ページ数言ったよ。

○委員長（高野俊和君） 155の何ですか。

○9番（工藤澄男君） 154の一番下です。

○委員長（高野俊和君） 役務費ですか。

○9番（工藤澄男君） 委託料と工事請負費でいいのですけれども。151か、4だよな。

○委員長（高野俊和君） 154ページの。

○9番（工藤澄男君） 151でした、ごめんなさい。

○委員長（高野俊和君） 151。

○9番（工藤澄男君） はい、済みません。

○委員長（高野俊和君） 151の工事請負費ね。

○9番（工藤澄男君） 文化財の展示棚等の工事と、それから文化財の運搬等の委託料、2つ恐らく同じものだろうと思うので、先ほども言いましたけれども、前に教育長と実は話したときにはまだしっかり支度できていないような話をしていましたけれども、その後どのようになったかお知らせください。

○教育次長（佐々木容子君） 結論から申しますと、余り進んでいないということとなります。どんどん現場のほうへ運び込んだり、説明資料の中に棚の写真などがございすけれども、どういった見せ方をするかということで、実は現場が悩んでいる部分でございす。どんどん、どんどん運び込んだはいいのですが、例えばどういったテーマで見せていくとか、どういったルートでというものが素人でなかなか進まないというのが現実でございす。ただ、今いろいろ広報のほうにも吉田一穂の関係のとか寄附もいただいてということで、展示のショーケースなども買いましたので、そういったものを生かした形で早い段階で進めたいということは日々思っているところでございす。

○9番（工藤澄男君） 私先日ほほえみくらすのほうへちょっと用事あって行きましたときにどうしても気になって、あそこの管理人さんに聞いたらまだというような、何か首をかしげていたもので、やっぱりこういうものは早目に何とかやって一般の人なり、例えば地方から来た人でもこういうのをすぐ見れるように早急にしてほしいと思います。

155ページです。155の負担金補助及び交付金の中の古平通学合宿実行委員の助成金が出ていますけれども、これの内容だけをちょっと教えてください。

○教育次長（佐々木容子君） 古平通学合宿でございすが、お子さんたちのメインでは学力向上がございすが、そのためには生活習慣をまず見直す必要があるのではないかとということで、漁港会館のほうで共同生活を行いながら、早寝をして朝食をしっかり食べて、そこから学校へ通うということがあるのですが、下校してからもある程度みんなで宿題をして、そして1日に何時間かは読書の習慣という。また、そして早く寝ましょうということで、1日のある程度きちっとした生活をそこで4泊5日で実施して、ある程度身につけていただくということで実施をいたしました。

○9番（工藤澄男君） これは、何年生を対象にしてやっているのでしょうか。

○教育次長（佐々木容子君） 4年生以上の希望者といいますか、保護者の方から合意を得た方になります。

○9番（工藤澄男君） 今4年生以上の希望者ということですがけれども、大体これで何年か、去年もやっていたのかな。それで、大体人数はどのぐらいの子供たちが参加しているのですか。

○教育長（成田昭彦君） 25年で3年間実施しましたけれども、23年度が15名、そして24、25が14名でございす。

○9番（工藤澄男君） 4年生以上となれば結構な人数いると思うのですがけれども、意外と少ないような気がするのですけれども、何か少しふやすような対策とか対応は考えているのですか。

○教育長（成田昭彦君） 本当に規則正しい生活習慣ということで今までやってきましたけれども、子供たちにゲームのない時間というのがあると、どうしても嫌って、そういった規則正しい生活になじんでこないということもありますので、今この3年間を振り返って、ことしは新たな形で、そ

ういったものを含めながら考えていきたいと思っております、ことしの11月の6日から予定していただけますけれども、その辺もう一回今までのを振り返りながら実施してまいりたいと思っております。

○3番(中村光広君) 1つ、143ページ、1節、外国語指導助手報酬373万9,300円、国のほうでもアジアでトップの英語をしゃべれる国にしようということで、このたび強調されておりましたけれども、現状外国語教師1名派遣されていますが、これで足りているのでしょうか。

○教育次長(佐々木容子君) 足りているかどうかというのは、お子さんたちお一人お一人のまた持っている力にもよるのかもしれないのですが、例えば昔ですと外国人だということだけで尻込みしたりとかということが外国人でも、ぱっと見外国人らしくないALTも過去にはいたかもしれませんが、今配置されているALTなども外見は本当に外国人なのですが、物おじしないで気軽に声をかけたりということが、日本人は概して知識はあるのですけれども、なかなか声に出しづらいというのが問題点のように上げられていますので、そういうきっかけづくりで外国人でも物おじしないでという、そういう点ではかなり効果があるのではないかというふうに考えています。

○7番(木村輔宏君) 143ページの、これ先ほども出た問題なのですけれども、問題というよりも、これさんざん教育長とやった話ですから、今さらどうこうということないけれども、その当時の予算的な問題でこのくらいで何とかありますよというものと今と比べて、大体教育長の予定どおりの金額で推移されているのですか。

○教育長(成田昭彦君) 学校建てるときにも、これは随分電気と灯油使った場合、こういうふうに私どものほうからお示ししましたけれども、大体予定どおりの形では推移してございます。ここで今先ほど次長1,100万と言いましたけれども、この中には前は給食センターと分かれていたわけですが、これ一つになっていますので、そこをご理解願いたいと思います。

○7番(木村輔宏君) それは、もうご説明のとおりで結構だと。実は、それにプラスして、ここには出ていないのですけれども、最近いろんなところでもとんでもない問題があって、例えば広島の問題にしても、とんでもないそういう災害が出ていますよね。ということで、実はお聞きしたいのです。この中に自家発電機の物事が入っているのかどうかお聞きしたいのですけれども。

○教育長(成田昭彦君) 光熱水費にということでしょうか。この中には、そういった予算は見えてございません。

(何事か言う者あり)

○教育長(成田昭彦君) 町としては用意してございません。ただ、そういった使えるような設備にはなっていますので。自家発電だけ、例えば町では保有しなくても、業者にそういうのを扱ってもらって、そういったもので対応できるというような設備にはなっております。

○7番(木村輔宏君) それ集中的に今いろんなところに出てくる問題で、ちらっと私どこの新聞かわからないのですけれども、そういう設備があって実際には作動するのがわからなかったと。作動がするしないではなくて、作動の仕方がわからないという、ちょっとどこかの隅で見たものから、もしそういうようなことがあったら困るだろうな。例えばほほえみくらすでもそういうものがやれるようになっていきますので、できればそういうものを年に1回でも実際に実験するというような考え方というのがあれば、何かあったときに助かるのかなということでお伺いしたのですけれども。

ども。

○教育長（成田昭彦君） 小学校全体というわけにはいかないですけれども、例えば避難部分の体育館、それから用具を必要とする部分、それから厨房ですとか、そういった部分の対応できるようになっておりますので、そういったこれから町でも行う避難訓練等にも合わせて、学校もそうですけれども、そういった対応はしてまいりたいと思います。

○7番（木村輔宏君） これで終わります。それは、例えば3時間とか4時間とかという時間的にそのくらいのものでできるのか。例えば一日中やれるのかという、そういうセッティングというのはどのくらいの時間でできるものなのですか。

○教育長（成田昭彦君） 燃料さえあれば対応できると思いますけれども。

○委員長（高野俊和君） 質疑途中ではありますけれども、50分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時37分

再開 午後 3時49分

○委員長（高野俊和君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、11款災害復旧費、12款公債費、13款諸支出金、160ページから165ページまで一括質疑を許します。質疑ございませんか。

○8番（真貝政昭君） 165ページです。備荒資金組合の積立金5,000万で、備荒資金組合はこれで幾ら積み立てることになっていますか。

○財政課長（三浦史洋君） 備荒資金組合で決算上では5,000万円の積み立てで、超過納付金の部分で5,000万円積み立てました。結果、まず普通納付金のほうですけれども、古平の規模では5,000万円が基準です。利子等が上乘せになりまして、決算だから25年度末でいいますと、25年度末普通納付金が7,729万4,000円、今回超過納付金のほうで5,000万円積み立てまして、超過納付金の残高が5,053万1,000円ということで、合計しまして備荒資金組合には古平町は現在1億2,782万5,000円、25年度末で積んでございます。

○8番（真貝政昭君） 資料のほうの116ページですけれども、これには備荒資金組合のやつは記載されませんよね。隠れた貯金というふうに言えますよね。決算では総計主義でちゃんと出入りがわかるようになっているけれども、貯金については一般的に聞かないとわからないという仕掛けになりますね。これというのは、ガラス張りの行政という点からいえば、あり方として不透明、問題がありというような考え方に行き着くのですけれども、どうなのでしょう。決算資料に備荒資金組合の残高も記載すべきではないかというふうに思うのですけれども。

○財政課長（三浦史洋君） 説明書の基金の部分では、従来の基金の区分で基金というものを載せていました。それを踏襲してございますので、説明書にはございません。ただ、金額は決算書のほう、本表のほうの194、195ページお聞きいただければ、出資による権利ということで載せてございます。上から8行目、北海道市町村備荒資金組合積立金前年度末の現在高7,710万円ほど、決算年度25年度の増減で5,072万円ほどふえて、年度末は1億2,782万云々という金額は載せてございます。

○8番（真貝政昭君） 説明してくれたおかげでわかったのですけれども、資料に載っている基金のほかに、結局基金という名前はないのですけれども、基金と同質のものが合計で1億2,256万、これは前年です。1億7,329万6,705円あるというふうに理解してもよろしいのですか。

○財政課長（三浦史洋君） そうです。説明書の基金の部分で、これは純粹に何々基金というのの合計額です。備荒資金組合の部分をして、そういう基金プラス備荒資金組合の納付金ということなんです。

○8番（真貝政昭君） 2年ほど前でしたか、道議会でいろんな団体に何か出資をして含み損が問題になりましたよね。こういう形の出資金というのは、道のそういう含み損の事例ではないのですけれども、何らかの原因で損害をこうむるといって、そういう危険性もあるものなのではないでしょうか。出資金という名前がついている以上。例えば備荒資金組合が何らかの目的で資金を運用して、しくじってしまって損害をこうむると、そういうようなことも想定されるような性格を持っているものなのではないですか。全くというのは心配ないという前提でこういう形になっているのでしょうか。

○財政課長（三浦史洋君） 済みません。この中の備荒資金組合のことについてお答えさせていただきます。

備荒資金組合での運用としましては、業務管理ということで債券運用していたり、あと貸し付け、団体のほうに今回戸籍の関係での部分でもありますけれども、そういう部分なので、債券の運用だとかありますので、当然そういう運用すると損失も出る可能性はあると思いますけれども、こういう公的団体ですので、かたいところをやっていると認識しております。ただ、そういう皆無ということではないとは思っております。また、その北海道のたしか全市町村ですね、備荒資金組合入っているの。その団体で監査も受けているので、そういう危険性というのはごくごく少ないものだと認識しております。

○8番（真貝政昭君） 備荒資金組合の出資という形なのですけれども、町長の答弁では利息がいいからという答弁が以前ありましたよね。だけれども、今の説明のとおりおかたいところだから大丈夫という安心を持つ答弁がありましたけれども、道の含み損で問題になっているのは、道のOBが天下りで行った先でのいろんな不祥事が今回の含み損という形をつくり出しているのです。だから、備荒資金組合に対する出資は適度な、大体ほかの町村がやっているようなレベルのあれにとどめておいて、大事な税金ですから、基金等に入れて安全を図るという方法が多少の利息にとらわれないで、そういう方向転換をしたほうがいいのではないかというふうに思うのですけれども、どうですか。

○財政課長（三浦史洋君） 確認しますけれども、利率的には町長も申しましたように25年度では超過納付金の部分は0.82%という、言ってみれば配分率というのですけれども、年利のことです、0.82%です。現在は、近場の金融機関では定期だと大口定期でも0.025とか0.03だとかということなので、全然そういう10倍単位の部分なので、こちらのほうに5,000万円積み立てさせていただきました。ほかの団体さん、道内の市町村もふえて、そちらのほうに入れている、超過納付金している団体がふえています。数字で申せば、24から25にかけて超過納付金が備荒資金組合全体で75億円ふえています。だから、多分超過納付金の利率がいいからという部分もあるのでしょうか。これを捨てて

までという部分では、その時々積む場所、町の基金のほうに0.025%で乗せるか、でも定期だと0.025、あと普通預金だと0.02%です。そこに乗せるか、備荒資金組合のほうに超過納付で乗せるかというものもその時々で判断して、真貝委員さんの意見も尊重しながら判断してやっていきたいと思えます。

○委員長（高野俊和君） ほかに質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高野俊和君） ないようですので、次に14款職員給与費、15款予備費、166ページから169ページまで一括質疑を許します。質疑ございませんか。

○8番（真貝政昭君） 一般職の給与は、もとに戻したのを国の方針に基づいて下げてしまいましたけれども、もとに戻すと、そのままいけば特別職も正常な形に戻すという手順になるのですけれども、そうはなっていませんよね。それで、それは別として、現在の古平町の特別職の報酬というのは後志管内でどういう位置にあるのか。必ずしも私は特別職の給与を下げっ放しにするのは正しくないというふうに思っているものですから、伺いたいです。

○総務課長（小玉正司君） 特別職の報酬、三役、議員さんも含めてでございますけれども、大体後志の平均くらいかなというふうに思っています。ただ、正副町長、教育長については、手当が3.0とこの後志管内で一番低いと。ほかのほとんどの町村が職員と同じ3.95になっています。それと、もう一つ言えば、議員の皆さんにつきましては4.0と、後志では一番高い手当になってございます。そういうことで、ことし数年ぶりに人事院勧告も出まして、手当0.15ふえる予定ありますので、何らかの形で今後内部で検討していきたいなと思っております。

○8番（真貝政昭君） 一般職の報酬については、国の言うとおりに本来はすべきでないというのは、これは私の見解と町の見解は同じなのですよね。だから、そういう観点から申し上げたので、改善すべきところは早急にすべきだと。実際財政運営は結構住民サービスカットしてこういう事態になっているのはありますけれども、健全な財政運営をしているということでは評価しているのですから、やはりそこら辺は自信を持ってほしいなというふうに思うのです。

今総務課長が申し上げたとおり、手当についてそういう見解示されましたけれども、私も一般的な水準に戻すべきだというふうに思うのですけれども、改めて町長の見解を伺いたい。

○町長（本間順司君） 当事者としてはなかなか答弁のしづらい部分ではございますけれども、仮に特別職報酬審議会ですらそういう答申があればそれに甘えたいなというふうには思っております。

○委員長（高野俊和君） ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高野俊和君） ないようですので、次に実質収支に関する調書と財産に関する調書、186ページから199ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高野俊和君） ないようですので、これで一般会計歳出の質疑を終わります。

それでは、次に一般会計歳入の質疑を行います。20ページ、1款町税から23ページ、3款利子割交付金まで質疑を許します。質疑ございませんか。

○5番(堀 清君) 私は、説明書の15ページ、去年の町の債権の不納欠損について聞きたいと思います。

町税のほうなのですが、金額で350万程度、町民としては40名ほどの欠損処理をしているのですが、現場対応について細かいことまで説明してもらいたいと思います。

○財政課長(三浦史洋君) 不納欠損の部分で、個人町民税の部分353万円、41人ということがございます。当然滞納が引き続きなっていまして、その都度督促状出しての催告書出して、そして呼び出して相談、または伺って相談だとかしています。滞納者の人もそれではうまくないなということで、相談に乗って入れていくと。ただ、滞納額全体を整理できるのはまれでございます。どうしてもその年度から5年過ぎてしまうと落ちていくというか、落とさざるを得ないと。ただ、現年度にかかっている部分については、しっかりいただきながらということを進めてございます。

詳しくというのは、それぞれ月間でどういうスケジュールでやっているかというご説明になりますけれども、それでもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○財政課長(三浦史洋君) 町では滞納が各税にまたがって滞納者がいるということで、数年前、23年度ぐらいですか、収納率向上対策会議ということで、税の関係、料の関係という部分の担当と集まって対策を練っております。その中で決定してございますのが、年間スケジュールも立てまして、まずは最初はその分の相談受け付けをするということで始めております。何とか滞納を圧縮したいなと思ってやっております。数年前から町道民税については、道民税も入っておりますので、小樽納税事務所のほうに悪質な部分については預けているということで、十数名ずつ出した経緯がございます。現在も続けております。道税のほうはやはりプロ、税金でずっと長くやっておりますので、取ってくるというか、納付してもらっております。

そこで、去年の結果としては、道税事務所へは26名の滞納を引き継ぎまして、300万円ほどの町道民税で収納したのが、納付させたのが128万円ということで、道税に預けた部分の41%も取っていただいております。26名引き継いで全部完納した人が15人ということで、半数以上の部分納めてもらっているという、そういうような対策が1つと。また、広域連合を立ち上げまして、平成19年度から実施してございます。そちらのほうにも年間割り当てありまして、14名ほどを引き継いでいるということで、後志広域連合に25年度は14人を引き継いで、金額が575万円の税額があったと。収納したのが305万円、収納率53.1%を取っております。

また、新たな方策としては、札幌に住所移転して札幌に住んでいる人については、道の機関ですが、札幌道税事務所というところがありまして、そこへ徴収の囑託しまして、25年度には2人分、金額は少なく4万7,000円なのですが、ほぼ4万4,000円、93%ぐらいの収納をしているということで、そういうもろもろ、あとそういう国民健康保険の切りかえのときには滞納者の相談を積極的にするというところでやっております。

もろもろで、ご質問はその不納欠損が出たの具体的なことということなのですが、さまざまの方策をしてのそれでも滞納税が残った場合に5年経過して消滅事項ということで不納欠損という会計上の措置をしております。

○5番(堀 清君) 現場対応の大体の内容、わかりました。

あと、結果的にはこれは毎年の形で欠損処理をしていっているのですけれども、そういう中で当然同じ方々がこの欠損処理のメンバーと言ったらちょっと言葉悪いのですけれども、そういうような形も考えられるのですけれども、そういう状況があったら説明してもらいたいと思います。

○財政課長(三浦史洋君) おっしゃるとおり、残っていったの5年前の部分を落とすと。1年たつと、1年後の全額残っていると落ちるということでおります。ただ、そういった場合、自分らとしては滞納税もそうなのですけれども、なるだけ現在かかっている現年度部分、ご本人のほうも今かかっている税額というのにおっしゃる方多いので、現年課税分のほうから埋めていってという形はとっております。そのぐらいの説明しかできません。

○5番(堀 清君) まず、今現年度分から取っていると行った形の中で説明をもらったのですけれども、そういう取り方をしていると結果的には長い間というか、例えば6年、要するに5年前のことは当然欠損処理の対象になりますよね。だから、単純な算数の計算していくと、ちょっと割が合わないような感じするのですけれども、そこら辺はどのように考えていますか。

○財政課長(三浦史洋君) 先ほど言いました現年度分のみではありません。現年度分プラス滞納の部分で少しの金額になりますけれどもということで、約束をとって履行してもらっていると。履行してくれない人も当然出てくるというところですよ。

○5番(堀 清君) 結果的には、滞納者の対応というのは本当に大変だというような形の中で私も捉えるのですけれども、結果的には現場サイドをちゃんとした形の中で理解していないとだめだし、自分もそういうような集金等々を担当したことあるのですけれども、やっぱり現場に足を何回も運ばないと取れない。このことは、本当に何回も言っているのですけれども、そういう形の中でそこら辺をちゃんとしないと、やっぱりきちっとした形の中で税金を納付している人に対してすごく悪いように考えますので、担当者は大変でしょうけれども、きちっとした形の中で徴収してもらいたいと思います。

○財政課長(三浦史洋君) おっしゃるとおりです。本当に現場に行っていてそれぞれの家庭の事情もありますし、家を訪問して雑談もして、その状況もわかってきます。今の体制でも十分現場に行っています。おっしゃるとおり、頑張っていきたいと思います。

○委員長(高野俊和君) ほかがございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高野俊和君) ないようですので、次に24ページ、4款配当割交付金から27ページ、11款分担金及び負担金まで質疑を許します。質疑ございませんか。

○8番(真貝政昭君) 24ページの6款の地方消費税交付金です。決算が約3,800万で、1%分の分け前として入ってくるのですけれども、一般会計で支出するほう、これは影響額はどれくらいになりますか。

○財政課長(三浦史洋君) 歳入のほうでは地方消費税の交付金ということで、おっしゃった金額受け入れております。歳出の部分でも従来委員さんご質問もありましたので、あらかじめ調べております。ほぼ一般会計歳出予算で消費税が入るであろうというその科目の部分についてピックアップ

プしたもので、個別請求書に消費税入っているかどうかという、そういうものではございません。例えば項目、事業費、役務費、委託料、使用料、賃借、工事請負費とか備品購入とか、そういうもので決算させていただきました。

まず、24年度は小さいです。歳出総額が32億8,000万円ありました。そのうち消費税の対象になるであろうという部分が9億2,500万円。そして、5%、105分の5を掛けますと、消費税額ということで消費税額4,400万円、24年度が4,400万円ということです。そして、25年度の歳出決算では、大型事業が3本ありますので、歳出総額が40億3,000万円、そのうち消費税対象であろうと見込んだのが15億8,500万円。同じように消費税額105分の5を掛けまして、税額7,550万円ということでやっております。余り数字ばかり言ってもあれなのですけれども、23年度の決算では小学校の建設がありましたので、がんと消費税額も出ます。23年度の部分では1億180万円という感じで。ただ、こう見ていきますと、大体4,000万円ぐらいなのではないかなと。24年度の4,400万だとか、そんな部分が一般会計の消費税のざっくりした計算の部分では印象を持っています。

以上です。

○委員長（高野俊和君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高野俊和君） ないようですので、次に28ページ、12款使用料及び手数料から35ページ、13款国庫支出金まで質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高野俊和君） ないようですので、次に36ページ、14款道支出金から45ページ、16款寄附金まで質疑を許します。質疑ございませんか。

○8番（真貝政昭君） 45ページのふるさと応援寄附金なのですけれども、平成26年度で補正されましたあの事業と名前が若干違うみたいなのですけれども、その違いを述べていただけませんか。

○総務課長（小玉正司君） 今補正のあれですけれども、まず寄附金の種類ですけれども、以前法律改正になりまして、昔は地方公共団体、それと日赤、このぐらいしかなかったのですけれども、各町村の条例によりまして、社会福祉法人だとか、そういうのがよくなりました。

ただ、今言っている地方公共団体に寄附する寄附金は、全てふるさと寄附金として扱っています。税制上の問題です。ただ、ふるさと納税という言葉はひとり歩きした言葉で、実際につきましては町村に寄附した、町村に対する寄附金は全てふるさと寄附金ということで、そういう一括した税制です。

ただ、ここ古平町が分けているのは、たまたま一般寄附金とふるさと応援寄附金ですけれども、当然に古平町に対する寄附金ですから、本来であればふるさと寄附金と、税制からいって区別すべきではないと思っています。そして、今回の補正した寄附金につきましても、古平町に対する寄附金でございますから、ここでいうふるさと応援寄附金、そしてそういう税制に基づいた寄附金というふうに捉えてもらえば、どういう違いということはないと思っています。

○8番（真貝政昭君） 一般町民から使い道等に聞かれますので、確認の意味も込めて聞くのですけれども、説明のとおり用途目的を特定しない一般的な寄附金という理解の仕方よろしいのです

ね。

○総務課長（小玉正司君） 町村に対する寄附金につきましては、寄附の納付書にそれぞれ目的、チェックしてもらってやってございます。用途は自由ですよとか福祉に使ってくださいだとか、そういう区分に応じて使い道を決めていきたいと、そういうふうに思っています。

○8番（真貝政昭君） 基金のほうに繰り入れる形の性格のものになるのかな。用途目的がそういうふうになると特定されるわけでしょう。福祉のためにだとか、それから教育のためだとか、そういうような目的によって仕分けされるとすると、貯金の通帳の名称がそういうふうに変わっていくわけですから、現在ある基金に繰り入れるか、または別な項目の基金をつくるかと、そういうような行き先になるのかなというふうに思うのですが、違いますか。

○総務課長（小玉正司君） 寄附金につきましては、正式に言えば福祉目的、教育目的といいますが、全て本来予算がございまして、それに充当すると。そして、また一般財源にもなりますので、その辺本当の特定の庁舎建設にしてくださいだとか、それによりましても予算の性質上それに充当しているかしていないかというのは難しい問題ではないかなと思います。

ただ、ことし補正にも上げましたけれども、ふるさと寄附金、相当金額膨らむと思います。そういうことで、ただ単にふるさと基金に積み立てるだけでなく、寄附者が意図する古平の産業振興に役立ててくださいというふうに来ていますので、これは内部でこれから有効に使っていかねばだめでないかなとは思っています。まだ始まったばかりで、これから具体的に検討しなければだめな問題でないかなというふうに認識してございます。

○委員長（高野俊和君） ほかございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高野俊和君） ないようですので、次に46ページ、17款繰入金から49ページ、19款諸収入まで質疑を許します。質疑ございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高野俊和君） ないようですので、次に50ページから53ページまでの20款町債の質疑を許します。質疑ございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高野俊和君） ないようですので、これで平成25年度一般会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

◎散会の宣告

○委員長（高野俊和君） それでは、本日はこの辺までとして散会します。

明日の審査特別委員会は、9月30日火曜日午前10時から国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についての質疑から行いたいと思います。明日10時から開催しますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

散会 午後 4時32分